

文化芸術の振興に関する基本的な方針 (第3次基本方針)



平成23年2月8日
閣議決定

《表紙の揮毫》

文化審議会会長代理・文化政策部会長
東京藝術大学学長 宮田 亮平

「成」

— 文化芸術は成るべくして
国家行政は成すべくして —



文化芸術の振興に関する基本的な方針について

〔平成 23 年 2 月 8 日
閣 議 決 定〕

政府は、文化芸術振興基本法（平成 13 年法律第 148 号）第 7 条第 1 項の規定に基づき、文化芸術の振興に関する基本的な方針を別紙のとおり定める。

(別紙)

文化芸術の振興に関する基本的な方針

目 次

第1 文化芸術振興の基本理念	1
1. 文化芸術振興の意義	1
2. 文化芸術振興に当たっての基本的視点	1
(1)文化芸術を取り巻く諸情勢の変化	2
(2)基本的視点	2
①成熟社会における成長の源泉	2
②文化芸術振興の波及力	3
③社会を挙げての文化芸術振興	4
第2 文化芸術振興に関する重点施策	5
1. 六つの重点戦略 ～ 「文化芸術立国」の実現を目指して ～	5
重点戦略1:文化芸術活動に対する効果的な支援	5
重点戦略2:文化芸術を創造し、支える人材の充実	6
重点戦略3:子どもや若者を対象とした文化芸術振興策の充実	6
重点戦略4:文化芸術の次世代への確実な継承	7
重点戦略5:文化芸術の地域振興, 観光・産業振興等への活用	7
重点戦略6:文化発信・国際文化交流の充実	8
2. 重点戦略を推進するに当たって留意すべき事項	9
(1)横断的かつ総合的な施策の実施	9
(2)計画, 実行, 検証, 改善(PDCA)サイクルの確立等	9
第3 文化芸術振興に関する基本的施策	10
1. 文化芸術各分野の振興	10
(1)芸術の振興	10
(2)メディア芸術の振興	10
(3)伝統芸能の継承及び発展	11
(4)芸能の振興	11

(5)生活文化, 国民娯楽及び出版物等の普及	・ ・ ・ ・ ・	12
(6)文化財等の保存及び活用	・ ・ ・ ・ ・	12
2. 地域における文化芸術振興	・ ・ ・ ・ ・	13
3. 国際交流等の推進	・ ・ ・ ・ ・	14
4. 芸術家等の養成及び確保等	・ ・ ・ ・ ・	15
5. 国語の正しい理解	・ ・ ・ ・ ・	15
6. 日本語教育の普及及び充実	・ ・ ・ ・ ・	16
7. 著作権等の保護及び利用	・ ・ ・ ・ ・	17
8. 国民の文化芸術活動の充実	・ ・ ・ ・ ・	18
(1)国民の鑑賞等の機会の充実	・ ・ ・ ・ ・	18
(2)高齢者, 障害者等の文化芸術活動の充実	・ ・ ・ ・ ・	18
(3)青少年の文化芸術活動の充実	・ ・ ・ ・ ・	18
(4)学校教育における文化芸術活動の充実	・ ・ ・ ・ ・	19
9. 文化芸術拠点の充実等	・ ・ ・ ・ ・	19
(1)劇場, 音楽堂等の充実	・ ・ ・ ・ ・	19
(2)美術館, 博物館, 図書館等の充実	・ ・ ・ ・ ・	20
(3)地域における文化芸術活動の場の充実	・ ・ ・ ・ ・	21
(4)公共の建物等の建築等に当たっての配慮	・ ・ ・ ・ ・	21
10. その他の基盤の整備等	・ ・ ・ ・ ・	22
(1)情報通信技術の活用の推進	・ ・ ・ ・ ・	22
(2)地方公共団体及び民間の団体等への情報提供等	・ ・ ・ ・ ・	22
(3)民間の支援活動の活性化等	・ ・ ・ ・ ・	22
(4)関係機関等の連携等	・ ・ ・ ・ ・	23
(5)顕彰	・ ・ ・ ・ ・	23
(6)政策形成への民意の反映等	・ ・ ・ ・ ・	23

文化芸術振興基本法(平成13年法律第148号)(以下「基本法」という。)の施行後、基本法第7条第1項の規定に基づき、文化芸術の振興に関する基本的な方針(以下「基本方針」という。)が策定され、文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進が図られてきた。

第1次基本方針(平成14年12月10日閣議決定)、第2次基本方針(平成19年2月9日閣議決定)に続く、第3次となる本基本方針は、文化芸術を取り巻く諸情勢の変化等を踏まえて第2次基本方針を見直し、今後おおむね5年間(平成23年度～平成27年度)を見通して策定するものである。

本基本方針においては、第1で「文化芸術振興の基本理念」として、文化芸術振興の意義及び文化芸術振興に当たっての基本的視点を示した上で、その基本理念の下、重点的に取り組むべき施策の方向性(重点戦略)を第2で、基本的施策を第3で、それぞれ定めている。

なお、本基本方針については、諸情勢の変化や施策の効果に関する評価を踏まえ、柔軟かつ適切に見直しを行うこととする。

第1 文化芸術振興の基本理念

1. 文化芸術振興の意義

文化芸術は、最も広義の「文化」と捉えれば、人間の自然との関わりや風土の中で生まれ、育ち、身に付けていく立ち居振る舞いや、衣食住をはじめとする暮らし、生活様式、価値観など、およそ人間と人間の生活に関わる総体を意味する。他方で、「人間が理想を実現していくための精神活動及びその成果」という視点で捉えると、その意義については、次のように整理できる。

①豊かな人間性を涵養^{かん}し、創造力と感性を育むなど、人間が人間らしく生きるための糧となるものであり、②他者と共感し合う心を通じて意思疎通を密なものとし、人間相互の理解を促進するなど、共に生きる社会の基盤を形成するものである。また、③新たな需要や高い付加価値を生み出し、質の高い経済活動を実現するとともに、④科学技術の発展と情報化の進展が目覚ましい現代社会において、人間尊重の価値観に基づく人類の真の発展に貢献するものである。さらには、⑤文化の多様性を維持し、世界平和の礎となるものである。

このような文化芸術は、人々が真にゆとりと潤いを実感できる心豊かな生活を実現していく上で不可欠なものであると同時に、個人としての、また様々なコミュニティの構成員としての誇りやアイデンティティを形成する、何物にも代え難い心のよりどころとなるものであって、国民全体の社会的財産である。

また、文化芸術は、創造的な経済活動の源泉であるとともに、人々を惹き付ける魅力や社会への影響力をもつ「ソフトパワー」であり、持続的な経済発展や国際協力の円滑化の基盤ともなることから、我が国の国力を高めるものとして位置付けておかなければならない。

我が国は、このような認識の下、心豊かな国民生活を実現するとともに、活力ある社会を構築して国力の増進を図るため、文化芸術の振興を国の政策の根幹に据え、今こそ新たな「文化芸術立国」を目指すべきである。

2. 文化芸術振興に当たっての基本的視点

基本法第2条に掲げられた八つの基本理念(①文化芸術活動を行う者の自主性の尊重、②文化芸術活動を行う者の創造性の尊重及び地位の向上、③文化芸術を鑑賞、参加、創造することができる環境の整備、④我が国及び世界の文化芸術の発展、⑤多様な文化芸術の保護及び発展、⑥各地域の特色ある文化芸術の発展、⑦我が国の文化芸術の世界への発信、及び⑧国民の意見の反映)にのっとり、また、上記1.

の意義を十分に踏まえ、文化芸術振興施策を総合的に策定し、実施する。その際、下記(1)に示す時代認識の下、特に(2)の基本的視点に立つこととする。

(1)文化芸術を取り巻く諸情勢の変化

昨今、国内外の諸情勢は急速な変化を続け、文化芸術を取り巻く情勢にも大きな影響を与えている。

国内では、「国から地方へ」、「官から民へ」の流れの下、民間と行政の役割分担の見直しや地方分権の推進等が図られている。民間部門では、規制緩和等により新たな分野への進出が拡大してきたほか、非営利活動やボランティア活動等の活発化に伴って、民間と行政の協働による取組が進められ、企業のメセナ活動も多様な広がりを見せている。

他方で、人口減少社会が到来し、特に地方においては過疎化や少子高齢化等の影響、都市部においても単身世帯の増加等の影響により、地域コミュニティの衰退と文化芸術の担い手不足が指摘されている。昨今の経済情勢や、厳しさを増す地方の財政状況に加え、公立文化施設への指定管理者制度の導入等の影響も指摘される中、地域の文化芸術を支える基盤の脆弱化に対する危機感が広がっている。

国際的には、グローバル化の進展に伴い、文化芸術による創造的な相互交流が促進される一方、文化的アイデンティティや文化的多様性をめぐる問題が生じている。東アジア地域では、経済社会面で各国間の一層の連携・協力が求められる中、文化芸術面での交流の深化も期待される。それと同時に、周辺国の経済・文化両面における発展が著しく、我が国の国際的地位の相対的な低下が懸念されつつある。

また、インターネット等の情報通信技術の急速な発展と普及は、国境を越えた対話や交流を活性化させたり、情報の受信・発信を容易にしたりするなど、あらゆる分野において人々の生活に大きな利便性をもたらす一方で、新たな社会的課題を惹起している。例えば、人間関係に及ぼす様々な影響が指摘されるほか、人々の知的コンテンツ利用の在り方に係る変化に伴い、違法配信等による著作権侵害の深刻化といった問題も生じている。

(2)基本的視点

①成熟社会における成長の源泉

高度経済成長を経た我が国は、バブル崩壊後の長引く経済的低迷の中で人口減少期を迎えており、今や成熟社会として歩み始めつつある。もとより資源の少ない我が国においては人材が重要な資源であり、「ハード」の整備から「ソフト」と「ヒューマン」への支援に重点を移すとともに、国民生活の質的向上を追求するためにも、人々の活力

や創造力の源泉である文化芸術の振興が求められる。

文化芸術は、その性質上、市場のみでは資金調達が困難な分野も多く存在し、多様な文化芸術の発展を促すためには公的支援を必要とする。同時に、文化芸術は、国家への威信付与、周辺ビジネスへの波及効果、将来世代のために継承すべき価値、コミュニティへの教育価値といった社会的便益(外部性)を有する公共財である。

また、文化芸術は、子ども・若者や、高齢者、障害者、失業者、在留外国人等にも社会参加の機会をひらく社会的基盤となり得るものであり、昨今、そのような社会包摂の機能も注目されつつある。

このような認識の下、従来、社会的費用として捉える向きもあった文化芸術への公的支援に関する考え方を転換し、社会的必要性に基づく戦略的な投資と捉え直す。そして、成熟社会における新たな成長分野として潜在力を喚起するとともに、社会関係資本の増大を図る観点から、公共政策としての位置付けを明確化する。

文化芸術は、過去から未来へと受け継がれる国民共有の財産であり、その継承と変化の中で新たな価値が見出されていくものである。公共政策として文化芸術振興を図る際には、こうした文化芸術の特質を踏まえ、短期的な経済的効率性を一律に求めるのではなく、長期的かつ継続的な視点に立って施策を講ずる必要がある。

②文化芸術振興の波及力

人々の営為の上に生成する文化芸術は、もとより広く社会への波及力を有しており、従来、教育、福祉、まちづくり、観光・産業等幅広い分野との関連性が意識されてきたところであるが、国家戦略として「文化芸術立国」を実現するためには、それら周辺領域への波及効果を視野に入れた文化芸術振興施策の展開がより一層求められる。

特に昨今、様々な分野において創造性を核とする取組が脚光を浴びている。欧州を起源とする創造都市の取組は、今や世界的な広がりを見せており、我が国においても先駆的な取組事例が増えつつある。また、英国やシンガポールをはじめとして創造産業の発展に注力する国も現れている。

我が国としても、新たな成長分野として雇用の増大や地域の活性化を図る観点、国際的には特に東アジアにおける文化的存在感を高める観点も踏まえ、「新成長戦略」(平成22年6月18日閣議決定)に位置付けられた「クール・ジャパン」の取組など自国の強みを活かした施策を戦略的に展開する必要がある。文化芸術は、これら創造性を核とする取組に大きく寄与するものであり、伝統文化からメディア芸術やデザイン、ファッション、食文化まで多彩な日本文化を積極的に発信するとともに、その価値を生み出す創造的人材の育成・集積を図るべきである。

なお、グローバル化が急速に進展する中、国際文化交流を推進するに当たっては、我が国の存立基盤たる文化的アイデンティティを保持するとともに、国内外の文化的多様性を促進する観点も重要である。

③社会を挙げての文化芸術振興

文化芸術は、人間の精神活動及びその現れであることから、まずもって活動主体の自発性と自主性が尊重されなければならない。その上で、活動主体や地域の特性に応じたきめ細かい施策が大切である。

地方公共団体においては、それぞれの地域の実情を踏まえた、特色ある文化芸術振興の主たる役割を担うことが期待される。特に基本法の制定後、地方公共団体においても文化芸術振興のための条例の制定や指針等の策定が進んでいるが、そうした条例・指針等に基づく施策の展開や、広域連携による取組の推進も望まれる。

企業のメセナ活動や、活発化しつつあるアートNPOによる活動をはじめ、個人、企業、NPO・NGOを含む民間団体等による自発的な支援は、我が国の文化芸術振興にとって不可欠であり、「新しい公共」の担い手としても、それらの自立的な活動が一層促進されることが望まれる。

国においては、大局的な観点から文化芸術振興の展望を示し、国際的動向も踏まえつつ、成熟社会における成長の源泉たる文化芸術の振興を通じて国力の増進を図るとともに、多様かつ広範な文化芸術活動の基盤及び諸条件を整備することが主要な役割となる。同時に、国は、地方公共団体や「新しい公共」の担い手を含む民間による自主的な取組に対して、必要な支援や情報提供等所要の措置を講ずるとともに、地域において文化芸術を享受する機会等の偏在を是正するよう努める必要がある。その際、選択と集中を図る観点も踏まえ、厳しい財政事情にも照らして支援の重点化、効率化を図りつつ、必要な法制上、財政上の措置を講ずるとともに、税制上の措置等により文化芸術活動を支える環境づくりを進める必要がある。

文化芸術は、国民の身近な生活に密着しており、国民一人一人が文化芸術を支えていく環境を醸成し、文化芸術の享受、支援、創造、保護・継承のサイクルが実現する社会の構築が求められる。そのためにも、文化芸術振興の意義に対する国民の理解の上に、個人、企業、NPO・NGOを含む民間団体、地方公共団体、国など各主体が各々の役割を明確化しつつ、相互の連携強化を図り、社会を挙げて文化芸術振興を図る必要がある。

第2 文化芸術振興に関する重点施策

「第1 文化芸術振興の基本理念」の下、重点的に取り組むべき施策の方向性(重点戦略)については、以下のとおりとする。

1. 六つの重点戦略 ～「文化芸術立国」の実現を目指して～

諸外国の状況も勘案しつつ、文化芸術活動を支える環境を充実させ、国家戦略として新たな「文化芸術立国」を実現するため、以下の六つの重点戦略を強力に進める。

重点戦略1:文化芸術活動に対する効果的な支援

文化芸術活動に対する支援の在り方について、実質的に赤字の一部を補填する仕組みとなっているため、自己収入の増加等のインセンティブが働かないとの問題、審査・評価体制の不十分さといった助成面の課題や、鑑賞機会等の地域間格差、地方公共団体における文化芸術予算の削減等の現状、さらには「新しい公共」等近時の動向を踏まえ、これを抜本的に改善し、より適切かつ効果的な支援を図る。具体的には、文化芸術団体への助成方法を見直し、文化芸術活動への支援に係る計画、実行、検証、改善(PDCA)サイクルを確立することによって国としての支援策を有効に機能させるほか、民間や個人による支援と文化芸術各分野における「新しい公共」の活動を促進する。また、国・地方において核となる文化芸術拠点を充実する。

これらの取組によって、我が国の文化芸術水準の向上を図り、その成果を広く国民が享受できる環境を整備する。

【重点的に取り組むべき施策】

- ◆ 文化芸術団体の創造性の発揮や継続的な発展に資するよう、事業収支が支援額に影響しない仕組みなど、より経営努力のインセンティブが働くような助成方法や年間の創造活動への総合的な支援等の新たな支援の仕組みを導入する。
- ◆ 文化芸術への支援策をより有効に機能させるため、独立行政法人日本芸術文化振興会における専門家による審査、事後評価、調査研究等の機能を大幅に強化し、諸外国のアーツカウンスルに相当する新たな仕組みを導入する。このため、早急に必要な調査研究を行うとともに、可能なところから試行的な取組を実施する。
- ◆ 地域の核となる文化芸術拠点において、優れた文化芸術が創造され、国内外に発信されるよう、その活動への支援を充実する。
- ◆ 現在、法的基盤のない劇場、音楽堂等が優れた文化芸術の創造・発信等に係る機能を十分に発揮できるようにするため、劇場、音楽堂等の法的基盤の整備について早急に具体的な検討を進める。

- ◆ 国民が美術品を鑑賞する機会の拡大に資する展覧会の開催を支援するため、展覧会における美術品損害に対する政府補償制度を導入し、適切な制度運用を図る。
- ◆ 寄附文化の醸成や文化芸術資源の活用を促進するためのインセンティブが働く手法(税制上の措置を含む。)の検討を通じて、民間(企業、団体、個人等)が文化芸術活動に対して行う支援活動を促進するとともに、NPO等の「新しい公共」を担う団体による文化芸術活動を支援する。
- ◆ 国立の美術館、博物館や劇場の機能の充実を図るとともに、より柔軟かつ効果的な運営を行うことができる仕組みを整備する。

重点戦略2:文化芸術を創造し、支える人材の充実

優れた文化芸術を創造する人材や、劇場、音楽堂、美術館、博物館等の文化施設や文化財に関わり、専門的な技能をもって支える人材について、研修機会等の支援策を充実するとともに、そうした人材が能力を最大限に発揮できる環境を整備する。

これらの取組を通して、文化芸術を創造し、支える人材の育成・充実を図り、もって我が国文化芸術の永続的な継承・発展を図る。

【重点的に取り組むべき施策】

- ◆ 新進芸術家の海外研修やその成果を還元する機会を充実したり、国内での研修機会を得られるようにしたりするほか、顕彰制度を拡充するなど、若手をはじめとする芸術家の育成に関する支援を充実する。
- ◆ 雇用の増大を図ることも念頭に置き、文化芸術活動や施設の運営を支える専門的人材の育成・活用に関する支援を充実する。
- ◆ 無形文化財や文化財を支える技術・技能の伝承者に対する支援を充実する。

重点戦略3:子どもや若者を対象とした文化芸術振興策の充実

全ての子どもや若者が、学校や地域において本物の文化芸術に触れ、豊かな感性や創造性、コミュニケーション能力を育む機会を充実することにより、次代の文化芸術の担い手や鑑賞者を育むとともに、心豊かな子どもや若者の育成に資する。

【重点的に取り組むべき施策】

- ◆ できるだけ幼い子どもから若者までを対象とし、子どもの発達段階に応じて、多彩な優れた芸術の鑑賞機会、伝統文化や文化財に親しむ機会を充実する。

- ◆ 文化芸術に関する体験型ワークショップを通じたコミュニケーション教育をはじめ、学校における芸術教育を充実する。

重点戦略4:文化芸術の次世代への確実な継承

有形及び無形の文化財は、我が国の歴史や文化を正しく理解するためにはなくてはならないものであると同時に、将来の文化の向上・発展の基礎となるものである。このような国民的財産である文化財の総合的な保存・活用を図るとともに、次代の文化芸術創造の基盤ともなる文化芸術作品、資料等の収集・保存(アーカイブの構築)を計画的・体系的に進めることにより、文化芸術を次世代へ確実に継承する。

【重点的に取り組むべき施策】

- ◆ 文化財の種別や特性に応じて、計画的に修復、防災対策その他の保存に必要な措置を講じ、文化財の適切な状態での保存・継承を図る。
- ◆ 文化財の特性や適切な保存に配慮しつつ、多様な手法を用いて積極的な公開・活用を行い、広く国民が文化財に親しむ機会を充実する。
- ◆ 歴史文化基本構想による周辺環境を含めた地域の文化財の総合的な保存・活用の推進や、文化財登録制度等の活用により、文化財保護の裾野の拡大を図る。
- ◆ 文化芸術分野のアーカイブ構築に向け、可能な分野から作品、資料等の所在情報の収集や所蔵作品の目録(資料台帳)の整備を進めるとともに、その積極的な活用を図る。

重点戦略5:文化芸術の地域振興、観光・産業振興等への活用

我が国には、各地域に多様で豊かな文化が存在し、その厚みが日本文化全体の豊かさの基盤を成している。文化芸術資源(文化芸術そのものの価値や文化芸術活動の成果)を発掘し、それらを活用する各地域の主体的な取組を支援するとともに、各地域の生活に根ざした「くらしの文化」の振興施策を講ずることにより、地域振興、観光・産業振興等を図る。

【重点的に取り組むべき施策】

- ◆ 文化財建造物、史跡、博物館や伝統芸能等の各地に所在する有形・無形の文化芸術資源を、その価値の適切な継承にも配慮しつつ、地域振興、観光・産業振興等に活用するための取組を進める。

- ◆ 文化芸術創造都市の取組など新たな創造拠点の形成を支援するとともに、各地域における芸術祭、アーティスト・イン・レジデンス等による地域文化の振興を奨励する。
- ◆ 衣食住に係る文化をはじめ「くらしの文化」の実態を調査・把握した上で、発掘・再興、連携・交流、発信の局面に応じた振興方策を講ずる。

重点戦略6：文化発信・国際文化交流の充実

伝統文化から現代の文化芸術活動に至る我が国の多彩な文化芸術を積極的に海外発信するとともに、文化芸術各分野における国際文化交流を推進することにより、文化芸術水準の向上を図るとともに、我が国に対するイメージの向上や諸外国との相互理解の促進に貢献する。その際、併せて、我が国の強みであるアニメ、マンガ、映画等のメディア芸術、デザイン、ファッション、食文化といった「クール・ジャパン」の潜在力を喚起し、その戦略的な海外展開を図る。

【重点的に取り組むべき施策】

- ◆ 舞台芸術、美術工芸品等の海外公演・出展、国際共同制作等への支援を充実する。
- ◆ 中核的国際芸術フェスティバルの国内開催や海外フェスティバルへの参加、各地域における特色ある国際文化交流の取組に対して戦略的に支援するとともに、メディア芸術祭については世界的フェスティバルとして一層充実する。
- ◆ 文化発信・交流の拠点として美術館、博物館や大学の活動・内容を充実する。
- ◆ 海外の文化遺産保護等を対象として、我が国の高度な技術力を活用した国際協力を充実する。
- ◆ 将来的な東アジア共同体の構築も念頭に置き、東アジア芸術創造都市（仮称）や大学間交流における活動等、東アジア地域における国際文化交流を推進する。

2. 重点戦略を推進するに当たって留意すべき事項

重点戦略を推進するに当たっては、以下に掲げる事項に留意する。

(1) 横断的かつ総合的な施策の実施

重点戦略をより効果的に推進するためには、例えば、地域の核となる文化芸術拠点への支援(重点戦略1)と文化芸術活動や施設の運営を支える専門的人材の育成・活用に関する支援(重点戦略2)、文化財の公開・活用(重点戦略4)と地域振興、観光・産業振興等への活用(重点戦略5)など、重点戦略相互の関連性に留意する必要がある。したがって、個別施策の企画立案段階からそうした相互の関連性に留意するとともに、施策の横断的な実施を図る。

また、もとより文化芸術が広く社会への波及力を有することを考慮すれば、教育、福祉、地域振興や観光・産業振興、文化外交など他分野との連関を踏まえた領域横断的な施策の実施が求められる。このため、関係府省間の連携・協働をより一層強化するとともに、関係機関、関係団体等との協力を促進し、国家戦略として施策の総合的な推進を図る。

(2) 計画, 実行, 検証, 改善(PDCA)サイクルの確立等

本基本方針に基づく文化芸術振興施策の着実かつ継続的な実施を図るとともに、国民への説明責任の向上に資するため、重点戦略に係る計画, 実行, 検証, 改善(PDCA)サイクルを確立し、各施策の進捗状況を点検するとともに不断の改善を図る必要がある。このため、文化審議会において、重点戦略に基づく施策の進捗状況を年度ごとに点検することとし、併せて有効な評価手法の確立に努める。

その際、文化芸術各分野及び各施策の特性を十分に踏まえ、定量的な評価のみならず定性的な評価も活用し、質的側面を含む適切な評価を行うとともに、年度によって選択的に軽重を付した評価を行うことも検討する。また、施策の評価のみならず企画立案等にも必要な基礎的データの測定・収集、及び中長期的な影響・効果の測定手法など各種調査研究の充実を図る。

第3 文化芸術振興に関する基本的施策

基本法の第3章に掲げる「文化芸術の振興に関する基本的施策」について、「第1文化芸術振興の基本理念」の下、国は、以下の施策を講ずる。

1. 文化芸術各分野の振興

文化芸術振興に関する施策を講ずるに当たっては、基本法に例示されている文化芸術の分野のみならず、例示されていない分野についてもその対象とし、基本法における例示の有無により、その取扱いに差異を設けることなく取り組む。

(1) 芸術の振興

多様で豊かな芸術を生み出す源泉である芸術家や文化芸術団体等の自由な発想に基づく創造活動が活発に行われるようにするため、支援の在り方の抜本的見直しや新たな審査・評価等の仕組みの導入など、より効果的で戦略的な視点を加えながら次の施策を講ずる。

- 新たな支援の仕組みを導入し、芸術の水準向上に直接的な牽引力となる創造活動に重点的な支援を行うなど、我が国の顔として世界に誇れる文化芸術の創造を支援する。
- 文化芸術への支援策をより有効に機能させるため、独立行政法人日本芸術文化振興会における専門家による審査、事後評価、調査研究等の機能を大幅に強化し、諸外国のアーツカウンシルに相当する新たな仕組みを導入する。このため、早急に必要な調査研究を行うとともに、可能なところから試行的な取組を実施し、文化芸術活動の計画、実行、検証、改善(PDCA)サイクルを確立する。
- トップレベルの文化芸術団体と劇場、音楽堂等の文化芸術拠点とが連携した特色ある取組など、優れた芸術活動を支援する。
- 内外の優れた芸術作品の鑑賞機会を提供し、芸術の創造の推進に資する芸術祭等の充実を図る。
- 独立行政法人日本芸術文化振興会は、幅広く多様な文化芸術を振興し、その普及を図る活動等に対し、芸術文化振興基金による助成事業等を行う。
- より多くの国民に優れた芸術の鑑賞機会を提供するため、新国立劇場における公演の充実を図る。

(2) メディア芸術の振興

我が国のメディア芸術は、優れた文化的価値を有しており、世界的にも高く評価され、我が国のソフトパワーとして国内外から注目を集めている。メディア芸術の振興は、我が国の文化芸術振興はもとより、コンテンツ産業や観光の振興等にも大きな効果を発揮するものであることを踏まえ、次の施策を講ずる。

- 文化庁メディア芸術祭の一層の充実を図るとともに、関連イベントとの連携を推進する。また、我が国の優れたメディア芸術を積極的に諸外国へ発信する。
- メディア芸術に関する貴重な作品や関連資料等について、文化施設、大学等の連携・協力体制を構築し、所在情報等のデータベースの整備や、作品のデジタルアーカイブ化等を推進する。
- 大学や製作現場等と連携しながら若手クリエイターに専門的研修や作品発表の場を提供することにより、次代を担う優れた人材を育成する。
- 日本映画・映像作品の水準向上を図るため、国際的な評価の高まりを踏まえながら、その製作環境の整備、国内外への発信や人材育成、国際共同製作に対する支援、東京国立近代美術館フィルムセンターにおける映画・映像作品の収集・保管を推進する。

(3) 伝統芸能の継承及び発展

我が国古来の伝統芸能は、長い歴史と伝統の中から生まれ、守り伝えられてきた国民の財産であり、将来にわたって確実に継承され、発展を図っていく必要があることから、次の施策を講ずる。

- 伝統芸能が有する歴史的・文化的価値の理解・普及を図るとともに、公演等への支援を行う。その際、我が国の文化芸術の向上の牽引力となる実演家団体が実施する国内外の公演活動に対する支援を重視するとともに、伝統的な音階や技法を用いた新作公演活動の展開も図られるように配慮する。
- 国立劇場、国立能楽堂、国立文楽劇場及び国立劇場おきなわにおける公演や各地域における普及のための公演の充実を図り、より多くの国民に伝統芸能の鑑賞機会を提供し、古典の伝承とその活性化を推進する。
- 伝統芸能の持続的な継承を図るため、伝承者の養成への支援を充実するとともに、伝統芸能の表現に欠くことのできない用具等の製作・修理等に必要な伝統的技術の継承を図るため、後継者育成及び原材料の確保に努める。

(4) 芸能の振興

芸能の創造活動等が活発に行われるよう、次の施策を講ずる。

- 分野の特性に配慮しつつ、芸能の創造活動、人材育成及び普及活動に対して、重点的な支援等を行う。
- 国立演芸場等における公演の充実を図り、より多くの国民に芸能の鑑賞機会を提供する。

(5)生活文化、国民娯楽及び出版物等の普及

生活文化、国民娯楽及び出版物等の普及を図るため、次の施策を講ずる。

- 地方公共団体や関係団体の取組にも留意しつつ、衣食住に係る文化をはじめ我が国の生活に根ざした「くらしの文化」の振興を図るとともに、国民の間で定着し、長い間楽しまれてきた国民娯楽に関する活動を推進する。
- 国民生活や社会を支える文化創造の基盤である出版物、レコード等について、居住する地域等にかかわらず広く普及し、国民がそれらに身近に親しめるよう必要な環境整備を図る。

(6)文化財等の保存及び活用

文化財は、我が国の歴史の営みの中で、自然や風土、社会や生活を反映して伝承され発展してきたものであり、人々の情感と精神活動の豊かな軌跡を成すとともに、現代の我が国の文化を形成する基層となっている。今日の社会構造や国民の意識の変化等を踏まえ、新たな課題にも積極的に対応することが求められていることから、次の施策を講ずる。

- 国民が文化財を理解し、親しむ機会の充実を図るため、文化財の特性や保存に配慮しつつ、文化財の魅力が国民に伝わるよう、文化財の公開・活用を積極的に推進する。
- 各市町村における歴史文化基本構想の策定の支援等により、その周辺環境も含めた地域の文化財の総合的な保存・活用を推進する。また、その取組の一環として、「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」(平成 20 年法律第 40 号)等を活用し、建造物・史跡等の文化財とその周辺環境の一体的な保存・活用を図る。
- 文化財登録制度を活用し、近代をはじめとした文化財の登録を進め、文化財保護の裾野の拡大を図る。
- 有形の文化財について、文化財を良好な状態に保つための日常的な維持管理、適時適切な修理の充実を図る。また、防火・耐震・防犯等の対策を計画的かつ継続的に実施するための支援の充実を図るとともに、所有者の防災・防犯

意識の向上を図る取組等を推進する。

- 無形の文化財について、伝承者の確保・養成とともに、その保存に欠くことのできない用具等の製作・修理等に必要な伝統的技術の継承を図るための支援を充実する。
- 古墳壁画の保存対策として、関係機関等とも連携してその保存・活用方策を検討する。高松塚古墳壁画及びキトラ古墳壁画については、引き続き修理を行い適切な保存・活用に努める。
- 文化財の保存技術について、選定保存技術制度の活用等により、その保存・継承を図る。
- 「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」(平成4年9月30日発効)に基づき、地方公共団体等と連携して、暫定一覧表への追加を行うなど、我が国の文化遺産の世界遺産への登録推薦を積極的に進めるとともに、登録後の文化遺産の適切な保護を図る。
- 独立行政法人国立文化財機構は、科学的・技術的な調査研究に基づく保存修復において、引き続き中心的な役割を果たすとともに、文化財の保存修復等に関する研究水準の向上及び人材の養成に努める。

2. 地域における文化芸術振興

地域における多様な文化芸術の興隆は、我が国の文化芸術が発展する源泉となるものである。全国各地において、国民が生涯を通じて身近に文化芸術に接し、個性豊かな文化芸術活動を活発に行うことができる環境の整備を図る必要があることから、国と地方の適切な役割分担を図りつつ、次の施策を講ずる。

- 国民が、その居住する地域にかかわらず文化芸術に触れることができるよう、多彩な文化芸術の鑑賞機会を充実するとともに、各地域における創造活動等を支援し、地域住民の文化芸術活動への参加を促進する。
- 地域の特色ある文化芸術活動を推進するため、文化芸術拠点における意欲的な活動を支援するとともに、特色ある取組の発信・発表の機会の充実を図る。また、民間の非営利活動や文化ボランティア活動の促進を含め、地域における多様な文化芸術活動の担い手の育成を図る。
- 大学や民間企業、報道機関等を含む関係機関の連携・協働により、地域文化を振興するとともに、文化芸術の創造性や魅力を教育、福祉、観光・産業等の分野に活用し、地域の活性化を図る取組を促進する。

- 都市と農山漁村の共生・対流の推進の視点も踏まえつつ、各地域の歴史等に根ざした個性豊かな祭礼行事、民俗芸能、伝統工芸等の伝統文化に関する活動の継承・発展や、生活・生業に関連して形成された文化的景観の保護を図る。
- 「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」(平成9年法律第52号)に基づき、アイヌ文化の振興を図るとともに、アイヌ文化の伝統等に関する知識の普及及び啓発を図る。

3. 国際交流等の推進

伝統文化から現代文化に至るまで、世界の人々の興味・関心を惹き付ける多様な文化を積極的かつ効果的に発信するとともに、文化芸術に係る国際的な交流を進め、我が国への理解の深化と文化芸術による国際貢献を推進し、我が国の文化芸術活動の発展を図るとともに世界の文化芸術活動の発展に資するため、次の施策を講ずる。

その際、交流年に係る取組や東アジア各国との相互理解の増進に資する取組を重視するとともに、関係府省、独立行政法人国際交流基金その他の関係機関等が緊密な連携・協力を努める。

- 文化芸術を通じた諸外国との相互理解の促進に資する点にも留意しつつ、我が国の優れた文化芸術の海外公演や海外展、海外の文化芸術団体と企画段階から協力して行う国際共同制作への支援を充実するなど、多様で国際的な事業の展開を進める。
- 国際的な文化芸術拠点を形成するため、我が国で開催される中核的な国際芸術フェスティバルに対して継続的に支援を行うとともに、アーティスト・イン・レジデンス等、各地域における特色ある国際文化交流の取組や、文化芸術分野における国際会議の日本開催を支援する。
- 文化芸術を通じた国際的な都市間連携を進めるため、東アジア各国の参加を得て、特定の都市において様々な文化芸術活動を行う取組を支援するなど、東アジアをはじめ世界各国との国際文化交流を積極的に推進する。
- 国内外の文化人・芸術家等の相互交流・連携や文化交流の拠点である国立の文化芸術機関等による国際的なネットワークの形成を継続して推進する。
- 将来の国際交流を担う青少年の国際文化交流等を推進することにより、世界に日本文化を発信することができる人材の育成を図る。
- 外国人観光客の増加や国際文化交流の推進に大きな効果を発揮するメディア芸術について、関連の文化施設や大学等の連携・協力を推進することにより

情報拠点を構築し、我が国のメディア芸術を広く海外に発信する。

- 魅力ある日本文化を海外に幅広く紹介するため、優れた日本文学作品の翻訳・普及や、インターネット等を活用した日本文化の総合的な情報発信を図る。
- 「海外の文化遺産の保護に係る国際的な協力の推進に関する法律」(平成 18 年法律第 97 号)に基づき、文化遺産国際協力コンソーシアムを中心に、海外の研究機関等との連携等を図り、文化遺産国際協力を推進する。
- 「無形文化遺産の保護に関する条約」(平成 18 年 4 月 20 日発効)に基づき、専門家の派遣・招聘等を通じたアジア・太平洋地域等における無形文化遺産保護活動への協力を推進する。

4. 芸術家等の養成及び確保等

多様で優れた文化芸術を継承し、発展させ、創造していくためには、その担い手として優秀な人材を得ることが不可欠であることから、次の施策を講ずる。

- 高い技術と豊かな芸術性を備えた芸術家等を養成するため、新進芸術家等の海外留学や新国立劇場における研修事業の充実、次代を担う新進芸術家が活動成果を発表する機会や世界的な芸術家による指導の機会の充実等を図る。
- 伝統芸能の伝承者や文化財の保存技術者・技能者、文化施設や文化芸術団体のアートマネジメント担当者、舞台技術者・技能者、美術館、博物館における学芸員・各種専門職員等、幅広い人材の養成及び確保、資質向上のための研修を充実させ、文化芸術活動を担う人材の育成を図る。
- 文化芸術団体、教育機関等の関係機関が連携し、計画的・系統的な人材育成を促進する。
- 大学等の教育機関や国立の文化施設等における文化芸術に係る教育及び研究の充実を図る。
- 芸術家等がその能力を向上させ、十分に発揮し、自らの職業や活動に安心して安全に取り組めるよう、芸術家等の活動環境等に関する諸条件の整備や、社会的な役割に関する理解の促進、社会的、経済的及び文化的地位の向上に努める。

5. 国語の正しい理解

言葉は、論理的思考力、表現力、想像力などの基盤であり、意思疎通の手段であると同時に、その言葉を母語とする人々の文化とも深く結び付いている。このような文化

の基盤としての国語の重要性を踏まえ、個々人はもとより、社会全体としてその重要性を認識し、国語に対する理解を深め、生涯を通じて国語力を身に付けていく必要があることから、次の施策を講ずる。

- 国語に関する調査を定期的実施し、調査の結果を広く周知するとともに、国語の改善に関する施策の検討等を行い、国語に対する意識の向上と国語力の育成を図る。
- 情報化時代に対応する漢字政策の在り方を踏まえて、新たに示された常用漢字表(平成 22 年内閣告示第 2 号)等の普及を図る。
- 敬語に関して、具体的な指針の普及を図る。
- 国内における消滅の危機にある言語・方言について、実態を把握するとともに、言語・方言の保存・継承のための取組について調査研究を行い、その成果について普及等を図る。
- 学校教育において、全ての教科の基本となる国語力を養うため、教育活動全体を通じてその一層の充実を図る。
- 学校教育に携わる全ての教員が国語についての意識を高め、実際に生かしていくことができるよう、学校の教員の養成及び研修の各段階において、国語力に重点を置いた取組を進める。
- 「子どもの読書活動の推進に関する法律」(平成 13 年法律第 154 号)に基づく「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を踏まえ、子どもの自主的な読書活動を推進するため、読書に親しむ機会の提供や諸条件の整備・充実等を図る。
- 「文字・活字文化振興法」(平成 17 年法律第 91 号)に基づき、図書館や学校等において、国民が豊かな文字・活字文化の恵沢を享受できるよう、環境の整備を図る。
- 近年の外来語・外国語(いわゆる片仮名言葉)の氾濫などの状況や、放送・出版等様々な媒体が人々の言語生活に及ぼす影響等を考慮し、公用文書等では、国民に分かりやすい表現を用いるよう努める。それと同時に、国民の言語への影響に関する関係機関の自覚を求める。
- 大学共同利用機関法人人間文化研究機構国立国語研究所や大学等の関係機関における調査研究との連携・協力を図る。

6. 日本語教育の普及及び充実

近年、日本語を学習する外国人は国内外ともに増加しており、また、学習の目的も多様化している。このような学習需要や社会の変化に対応し、外国人の我が国及び我が国の文化芸術に対する理解の増進に資するよう、次の施策を講ずる。

その際、我が国の日本語教育施策を効果的・効率的に実施するため、関係府省・関係機関が連携して日本語教育を総合的に推進する体制の整備・充実を図る。

- 国内における日本語教育を受ける対象者の拡大に対応するため、日本語教育の指導内容・方法等の調査研究、日本語教育教材等の開発及び提供、日本語教育に携わる者の養成及び研修など日本語教育の充実を図る。
- 地方公共団体等の関係機関や日本語ボランティア等との連携・協力により、地域の実情に応じた日本語教室の開設や、幅広い知識や能力を持つ日本語指導者・ボランティアやコーディネーターの養成及び研修など、地域における日本語教育の充実を図る。その際、特に国内に居住する外国人の生活への総合的支援の一環として、日常生活に必要とされる日本語能力の向上を図る。
- 海外における日本語学習の広がりに対応するため、日本語教員等の海外派遣・招聘研修を推進するとともに、インターネット等の情報通信技術を活用した日本語教材・日本語教育関係情報の提供を推進する。

7. 著作権等の保護及び利用

文化芸術振興の基盤を成す著作権等について、国際的な動向を踏まえるとともに、「知的財産基本法」(平成14年法律第122号)及び「知的財産推進計画」(知的財産戦略本部決定)に沿って、その適切な保護及び公正な利用を図るため、次の施策を講ずる。

- デジタル化・ネットワーク化に対応した著作権制度上の課題(保護期間、私的録音録画補償金制度の在り方を含む。)について総合的な検討を行い、必要に応じて法制度の整備を行う。また、その的確な運用、著作権制度や著作物の流通に関する調査研究の実施、著作物の流通促進のためのシステムの構築等を行う。
- 情報通信技術の発達により、著作権に関する知識や意識が全ての人々に必要不可欠なものとなっていることから、対象者別セミナーの開催、学校教育、文化庁ホームページを利用した著作権教材の提供など、様々な方法により、著作権に関する知識と意識の普及を図る。
- 海外における我が国の著作物等の海賊版の流通を防止・撲滅し、文化的創作活動や国際文化交流を推進するため、侵害国等への働きかけ、海外におけ

る著作権制度の整備支援，権利者による権利行使支援，官民連携の強化，諸外国との連携の強化等を行う。

8. 国民の文化芸術活動の充実

国民がその居住する地域にかかわらず等しく文化芸術を鑑賞し，参加し，創造することができる環境を整備し，心豊かな社会を実現していくため，特に，高齢者，障害者，青少年などへのきめ細かい配慮等を図りつつ，次の施策を講ずる。

(1) 国民の鑑賞等の機会の充実

国民が文化芸術を享受する機会の充実を図るため，次の施策を講ずる。

- 国民が身近に文化芸術を享受できるよう，各地域における様々な文化芸術の公演，展示等に対する支援を行う。
- 展覧会における美術品損害に対する政府補償制度の導入等により，国際レベルの展覧会や地方巡回展の開催を支援する。
- 国民文化祭の開催をはじめ，国民の文化芸術に対する関心を喚起したり，文化芸術活動への参加を促したりする機会の充実を図る。
- 国民の文化芸術活動への参画に資する質の高い文化ボランティア活動を活発にするため，情報提供，相互交流の推進などの環境整備を図る。

(2) 高齢者，障害者等の文化芸術活動の充実

高齢者，障害者等の文化芸術活動の充実を図るため，次の施策を講ずる。

- 文化芸術活動の公演・展示等において，高齢者，障害者，子育て中の保護者，外国人等が文化芸術を享受しやすいよう，施設のバリアフリー化，字幕や音声案内サービス，託児サービス，利用料や入館料の軽減など対象者のニーズに応じた様々な工夫や配慮等を促進する。
- 高齢者，障害者，子育て中の保護者等の文化芸術活動を支援する活動を行う団体等の取組を促進する。

(3) 青少年の文化芸術活動の充実

青少年の文化芸術活動の充実を図るため，次の施策を講ずる。

- 次代を担う子どもたちに豊かな創造性，感性等を育むため，できるだけ幼い頃から，子どもたちが多彩な優れた芸術，伝統文化や文化財に親しむ機会を充実するとともに，教育委員会や文化施設，文化芸術団体等が実施する取組を奨励する。

- 青少年を対象とした文化芸術の公演等への支援を行うとともに、文化芸術活動の場や機会の充実を図る。
- 地域の文化芸術活動に携わる人材を養成し、青少年に対する指導や助言を行う指導者の養成及び確保を促進する。
- 学校等と連携しつつ、地域の美術館、博物館における教育普及活動を充実させることにより、子どもたちの芸術に対する感性や郷土の歴史・文化に対する理解を育む取組を促進する。

(4) 学校教育における文化芸術活動の充実

学校教育における文化芸術活動の充実を図るため、次の施策を講ずる。

- 初等中等教育から高等教育までを通じて、歴史、伝統、文化に対する理解を深め、尊重する態度や、文化芸術を愛好する心情などを涵養し、豊かな心と感性を持った人間を育てる。
- 様々な学習機会を活用し、文化芸術に関する体験学習などの文化芸術に関する教育や優れた文化芸術の鑑賞機会の充実を図る。
- 子どもたちに対する文化芸術の指導を行う教員の資質の向上を図るとともに、各教科等の授業や部活動等において、優れた地域の芸術家や文化芸術活動の指導者、文化財保護に携わる人々等が教員と協力して、指導を行う取組を促進する。
- 授業において、和楽器を用いたり、長い間親しまれてきた唱歌、わらべうた、民謡など日本のうたを取り上げたりするなど、我が国の伝統的な音楽に関する教育が適切に実施されるよう配慮する。

9. 文化芸術拠点の充実等

(1) 劇場、音楽堂等の充実

劇場、音楽堂等が、優れた文化芸術の創造、交流、発信の拠点や、地域住民の身近な文化芸術活動の場として積極的に活用され、その機能・役割を十分に発揮できるよう、次の施策を講ずる。

- 劇場、音楽堂等において、文化芸術が創造・発信され、地域の人々が享受できる機会を充実するため、国と地方公共団体が役割分担・協力をしつつ、地域の核となる劇場、音楽堂等の文化芸術活動を支援する。
- 現在、法的基盤のない劇場、音楽堂等が優れた文化芸術の創造・発信等に

係る機能を十分に発揮できるようにするため、劇場、音楽堂等の法的基盤の整備について早急に具体的な検討を進める。

- 国立劇場や新国立劇場等における公演の充実を図り、より多くの国民に質の高い文化芸術の鑑賞機会を提供するなど、国立施設としてふさわしい活動を推進するとともに、そのために必要な安全かつ良好な施設環境を整備する。
- 各地域の劇場、音楽堂等における活動が適切かつ安全に行われるよう、また、施設の管理運営等に関し、それぞれの目的等に応じ、長期的かつ継続的な視点に立って、多様な手法を活用したサービスの向上、運営の効率化等の配慮が行われるよう、必要な情報提供を行う。
- 各地域の劇場、音楽堂等の創造活動や、芸術家、アートマネジメント担当者、舞台技術者等の配置・研修等への支援、情報提供等を充実するとともに、他の劇場、音楽堂、学校等と連携した活動を促進する。

(2) 美術館、博物館、図書館等の充実

美術館、博物館、図書館等が、優れた文化芸術の保存・継承、創造、交流、発信の拠点のみならず、地域の生涯学習活動、国際交流活動、ボランティア活動や観光等の拠点としても積極的に活用され、地域住民の文化芸術活動の場やコミュニケーション、感性教育、地域ブランドづくりの場としてその機能・役割を十分に発揮できるよう、次の施策を講ずる。

- 我が国の美術館、博物館等が国際的に遜色のない活動を展開できるよう、企画展示技術の向上や文化財等の適切な保存管理の徹底を図るとともに、適切な事業評価に取り組む。また、地域の美術館、博物館等の館種や設置者の枠を超えた連携・協力を促進する。
- 美術館、博物館等の質の高い活動を支える人材を確保するため、学芸員や教育普及等を担う専門職員の研修の充実を図る。また、美術館、博物館等の管理・運営や美術作品等の保存・修復、履歴の管理等を担う専門職員を養成するための研修の充実を図る。
- 美術館、博物館等に対する指定管理者制度の導入に関し、ガイドラインを作成するなど、より安定的かつ継続的な活動が行えるよう留意する。
- 登録美術品制度の活用を引き続き推進し、収蔵品の充実や安定した公開を図る。
- 優れた文化財、美術作品等を積極的に保存・公開するため、所蔵品の目録(資料台帳)の整備を促すとともに、書誌情報やデジタル画像等のアーカイブ化

を促進する。

- 我が国の美術振興の中心的拠点として、国民の感性を育み、新しい芸術創造活動を推進するため、独立行政法人国立美術館の機能の充実を図る。
- 我が国の文化財施策の一翼を担う機関として、国民の宝である文化財を収集・保存し、次世代へ適切に継承するため、独立行政法人国立文化財機構の機能の充実を図る。
- 図書館が、資料や情報等の継続的な収集、調査研究への支援や資料の利用相談、時事情報の提供等の機能を充実させることにより、地域を支える情報拠点となるよう、先進事例の収集・情報提供や図書館の充実方策を提示するなどの支援を行う。
- 地域や住民にとって役に立つ、魅力ある図書館づくりの核となる司書等の資質向上を図るため、研修等の充実を図る。
- 各地域に所在する貴重な文化芸術資源の計画的・戦略的な保存・活用を図るため、博物館・図書館・公文書館(MLA)等の連携の促進に努める。

(3) 地域における文化芸術活動の場の充実

国民が身近に、かつ、気軽に文化芸術活動を行うことができる場の充実を図るため、次の施策を講ずる。

- 各地域の文化施設や公民館等の社会教育施設について、地域の芸術家、文化芸術団体、住民等が円滑に利用しやすい運営を促進する。
- 学校施設については、学校教育に支障のない限り学校教育以外の利用が認められていることや、学校教育に利用される見込みのない教室や廃校施設については、様々な用途への転用が可能となっていることを踏まえ、地域の芸術家、文化芸術団体、住民等の公演・展示や練習の場として、また、文化芸術作品等の保存場所としての利用を促進する。
- 学校や文化施設以外の様々な施設においても、地域の芸術家、文化芸術団体、住民等の文化芸術活動への幅広い利用を促進する。

(4) 公共の建物等の建築等に当たっての配慮

- 公共の建物等の施設の整備及び保全に際して、建物の外観等が、周囲の自然的環境や景観、地域の歴史、文化等との調和がとれたものとなるよう、形状、色彩、デザイン等について配慮するよう努める。

10. その他の基盤の整備等

(1) 情報通信技術の活用の推進

情報通信技術の活用は、文化芸術の創造活動のみならず、その成果の普及や享受を通じて、人と人との結び付きを強め、協働・共生社会の実現に資するなど、多様で広範な文化芸術活動の展開に貢献するものであることから、次の施策を講ずる。

- 我が国の多様な文化芸術、映画・映像、文化財等の情報について、デジタル技術、インターネット等を活用してネットワーク化、アーカイブ化するなど、保存、展示、国内外への公開等を推進する。その際、学校教育における活用の促進の観点から、子どもたちが理解しやすいものとするにも留意する。
- メディア芸術祭等において、科学技術の活用等を通じた文化芸術振興に関する取組を推進する。
- 文化芸術関係者の情報通信技術の活用の推進を図るための取組を促進する。

(2) 地方公共団体及び民間の団体等への情報提供等

地方公共団体、芸術家等、文化芸術団体、NPO・NGO、文化ボランティア等が行う文化芸術振興のための取組を促進するため、次の施策を講ずる。

- 国内外の文化芸術に関する各種の情報や資料の収集・保存(アーカイブの構築)及び活用方法について検討を行い、国立国会図書館をはじめとする関係機関と連携し、国と民間、国と地方公共団体との役割分担を図りつつ、国民に提供する。
- 国内外の文化芸術関係者等が、国の文化芸術振興に関する施策の内容や、国内外の文化芸術に関する各種の情報、専門的知識等を把握することができるよう、情報通信技術など様々な方法を活用して、積極的に提供していくとともに、相談、助言等の窓口機能の整備を図る。
- 地方公共団体、文化芸術団体等による情報提供のための取組を促進する。

(3) 民間の支援活動の活性化等

個人や企業・団体等が文化芸術活動に対して行う支援活動を促進するため、次の施策を講ずる。

- 文化芸術を支える民間(企業、団体、個人等)の支援を促進するとともに、寄附文化を醸成するための税制上の措置の活用等を講ずるよう努める。

- 文化芸術関係者をはじめ、広く国民に対して、文化芸術活動に対する寄附等に関する税制措置の現状、企業等による支援活動の状況、多様な方法による文化芸術活動への支援の事例等について、文化芸術団体等と連携しつつ、情報の収集及び提供を行う。

(4)関係機関等の連携等

関係機関等の連携を通じ、文化芸術振興に関する施策を効果的に推進するため、次の施策を講ずる。

- 施策の実施に際しては、関係府省間の連携・協働を一層推進するとともに、国、地方公共団体、企業、芸術家等、文化芸術団体、NPO・NGO、文化ボランティア、文化施設、社会教育施設、教育研究機関、報道機関等の関係機関等が各々の役割を明確化するとともに、相互の連携強化を図る。
- 文化芸術と教育、福祉、医療その他の分野の連携により、地域で人々が様々な場で文化芸術を鑑賞し、参加し、創造することができるよう、芸術家等及び文化芸術団体と、学校、文化施設、社会教育施設、福祉施設、医療機関等との間の協力の促進に努める。

(5)顕彰

- 文化芸術各分野において顕著な成果を収めた者(団体)や、文化芸術振興に寄与した者(団体)に対して積極的に顕彰を行う。

(6)政策形成への民意の反映等

文化芸術振興に関する政策の形成に当たっては、より多くの国民の意見等を集約し、反映させていくことが重要であることから、次の施策を講ずる。

- 各施策の企画立案、実施、評価等に際しては、芸術家等、学識経験者その他広く国民の意見を求め、これを十分考慮した上で政策形成を行う。
- 各地域において、国及び地方公共団体の文化行政担当者、芸術家等、文化芸術団体等が、各地域の文化芸術を取り巻く状況や活動の実態、文化芸術振興のための課題等について、情報や意見の交換を行う場を積極的に設ける。
- 文化芸術振興のための基本的な政策の形成や、各施策の企画立案及び評価等に資する基礎的なデータの収集や各種調査研究の充実を図る。
- 文化芸術施策の評価について、文化芸術各分野の特性を十分に踏まえ、定量的な評価のみならず定性的な評価も活用し、質的側面を含む適切な評価方法の確立を図る。

参 考

1. 第3次基本方針の概要	1
2. 第3次基本方針の概要(英文仮訳)	8
3. 第3次基本方針の策定経緯	
・文化審議会における審議経過	18
・諮問文	20
・答申文	24
・文化審議会委員名簿	25
・文化審議会文化政策部会委員名簿	26
・文化審議会文化政策部会ワーキンググループの設置について	27
4. 文化芸術振興基本法	31

文化芸術の振興に関する基本的な方針(第3次基本方針)の概要

第1 文化芸術振興の基本理念

1. 文化芸術振興の意義

- 人々が心豊かな生活を実現する上で不可欠
→何物にも代え難い心のよりどころ、国民全体の社会的財産
- 創造的な経済活動の源泉、「ソフトパワー」
→持続的な経済発展や国際協力の円滑化の基盤、国力を高めるもの

国の政策の根幹に据え、
今こそ「文化芸術立国」を目指す

2. 文化芸術振興に当たっての基本的視点

①成熟社会における成長の源泉

- 文化芸術への公的支援を社会的必要性に基づく戦略的投資と捉え直す
- 成熟社会における成長分野として潜在力を喚起、社会関係資本を増大する観点から、公共政策として明確化
- 文化芸術の特質を踏まえ、長期的かつ継続的な視点に立った施策を展開

②文化芸術振興の波及力

- 教育、福祉、まちづくり、観光・産業等周辺領域への波及効果を視野に入れた文化芸術振興
- 雇用増大・地域活性化を図り、我が国の文化的存在感を高める観点から、強みを活かした施策の戦略的展開

③社会を挙げての文化芸術振興

- 国、地方、民間等各主体が、各々の役割を明確化・相互の連携強化を図り、社会を挙げて文化芸術振興

第2 文化芸術振興に関する重点施策

1. 六つの重点戦略 ～「文化芸術立国」の実現を目指して～

戦略1 文化芸術活動に対する効果的な支援

- ◆文化芸術団体への新たな支援の仕組みの導入
- ◆諸外国のアーツカウンシルに相当する新たな仕組みの導入
- ◆地域の核となる文化芸術拠点への支援充実
- ◆劇場・音楽堂等の法的基盤の整備について検討
- ◆美術品政府補償制度の導入及び適切な制度運用
- ◆民間による支援活動の促進及び「新しい公共」による活動支援
- ◆国立文化施設の機能充実及び運営見直し

戦略2 文化芸術を創造し、 支える人材の充実

- ◆若手をはじめ芸術家の育成支援
- ◆文化芸術活動・施設を支える専門的人材の育成・活用支援の充実
- ◆文化財を支える技術・技能の伝承者への支援充実

戦略3 子どもや若者を対象とした 文化芸術振興策の充実

- ◆芸術鑑賞機会、伝統文化等に親しむ機会の充実
- ◆コミュニケーション教育をはじめ学校における芸術教育の充実

戦略4 文化芸術の次世代への確実な継承

- ◆計画的な修復・防災対策等による文化財の適切な保存・継承
- ◆積極的な公開・活用による国民が文化財に親しむ機会の充実
- ◆文化財の総合的な保存・活用、登録制度等の活用による文化財保護の裾野拡大
- ◆アーカイブ構築に向け、作品・資料等の所在情報等の収集・活用

戦略5 文化芸術の地域振興、 観光・産業振興等への活用

- ◆有形・無形の文化芸術資源の地域振興、観光・産業振興等への活用
- ◆新たな創造拠点の形成支援及び地域文化の振興奨励
- ◆衣食住に係る文化をはじめ「くらしの文化」の振興

戦略6 文化発信・国際文化交流の充実

- ◆海外公演・出展、国際共同制作等への支援充実
- ◆中核的国際芸術祭の国内開催、海外フェスティバルへの参加等への支援、メディア芸術祭を世界的祭典へ
- ◆文化発信・交流拠点としての美術館・博物館等の充実
- ◆文化財分野の国際協力の充実
- ◆東アジアにおける国際文化交流の推進

2. 重点戦略を推進するに当たって留意すべき事項

- (1) 横断的かつ総合的な施策の実施
 - 重点戦略相互の施策を横断的に実施
 - 関係府省間の連携・協働と関係機関等との協力により施策を総合的に実施
- (2) 計画、実行、検証、改善(PDCA)サイクルの確立等

第3 文化芸術振興に関する基本的施策

文化芸術振興基本法第3章(第8条以下)の各条に沿って基本的施策を列挙

文化芸術の振興に関する基本的な方針 (第3次基本方針)の概要

文化芸術振興基本法に基づき、文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図るための方針。文化芸術を取り巻く諸情勢の変化等を踏まえて第2次基本方針を見直し、今後おおむね5年間(平成23年度～平成27年度)を見通して策定するもの。

第1 文化芸術振興の基本理念

1. 文化芸術振興の意義

- 文化芸術は、人々が心豊かな生活を実現していく上で不可欠なもの。何物にも代え難い心のよりどころ(誇りやアイデンティティを形成)であって、国民全体の社会的財産。
- 文化芸術は、創造的な経済活動の源泉、「ソフトパワー」であって、持続的な経済発展や国際協力の円滑化の基盤となり、国力を高めるもの。
- 心豊かな国民生活を実現するとともに、活力ある社会を構築して国力増進を図るため、文化芸術振興を国の政策の根幹に据え、今こそ新たな「文化芸術立国」を目指す。

2. 文化芸術振興に当たっての基本的視点

(1)文化芸術を取り巻く諸情勢の変化

- 民間と行政の役割分担の見直し、地方分権の推進、民間による多様な取組の広がり。
- 地域コミュニティの衰退と文化芸術の担い手不足。昨今の経済情勢や財政状況、指定管理者制度の導入等の影響により、文化芸術を支える基盤の脆弱化に危機感。
- グローバル化の進展に伴う、相互交流の促進と文化的アイデンティティ・多様性の問題。東アジアにおける交流深化への期待と我が国の国際的地位の相対的低下への懸念。
- 情報通信技術の発展・普及に伴う、利便性の向上と新たな社会的課題の惹起。

(2)基本的視点

①成熟社会における成長の源泉

- 「ハード」の整備から「ソフト」と「ヒューマン」への支援に重点を移し、国民生活の質的向上を追求するためにも人々の活力や創造力の源泉である文化芸術の振興が必要。
- 文化芸術は、その性質上、公的支援を必要とし、同時に社会的便益(外部性)を有する公共財であり、社会包摂の機能をもつ。
- 文化芸術への公的支援を社会的必要性に基づく戦略的投資と捉え直す。
- 成熟社会における成長分野として潜在力を喚起し、社会関係資本を増大する観点から、公共政策としての位置付けを明確化。
- 文化芸術の特質を踏まえ、長期的かつ継続的な視点に立って施策を講ずる必要。

②文化芸術振興の波及力

- 文化芸術は、もとより広く社会への波及力を有しており、教育、福祉、まちづくり、観光・産業等周辺領域への波及効果を視野に入れた文化芸術の振興が必要。
- 雇用増大・地域活性化を図る観点、我が国の文化的存在感を高める観点も踏まえ、自国の強みを活かした施策の戦略的展開が必要。

③社会を挙げての文化芸術振興

- 地方公共団体には、地域の実情を踏まえた特色ある文化芸術振興の主たる役割。
- 民間による自発的支援は不可欠。「新しい公共」の担い手としても自立的活動に期待。
- 国では、大局的観点から展望を示すこと、国力の増進と文化芸術活動の基盤・諸条件の整備が主要な役割。地方や民間の取組への支援、地域間格差の是正努力も必要。
- 選択と集中の観点も踏まえ、厳しい財政事情にも照らして重点化・効率化を図りつつ、法制・財政・税制上の措置等により文化芸術活動を支える環境づくりを進める必要。
- 個人、企業、民間団体、地方公共団体、国など各主体が、各々の役割を明確化しつつ相互の連携強化を図り、社会を挙げて文化芸術振興を図る必要。

第2 文化芸術振興に関する重点施策

1. 六つの重点戦略 ～「文化芸術立国」の実現を目指して～

諸外国の状況も勘案しつつ、文化芸術活動を支える環境を充実させ、国家戦略として新たな「文化芸術立国」を実現するため、以下の六つの重点戦略を強力に推進。

重点戦略1：文化芸術活動に対する効果的な支援

- ◆ 文化芸術団体にとって、より経営努力のインセンティブが働くような助成方法や年間の創造活動への総合的な支援等新たな支援の仕組みを導入
- ◆ 文化芸術への支援策をより有効に機能させるため、諸外国のアーツカウンシルに相当する新たな仕組みを導入、早急に必要な調査研究、及び可能なところから試行的取組を実施
- ◆ 地域の核となる文化芸術拠点への支援を充実
- ◆ 劇場、音楽堂等の法的基盤の整備について早急に検討
- ◆ 展覧会における美術品損害に対する政府補償制度を導入
- ◆ 寄附文化の醸成や文化芸術資源の活用促進のためのインセンティブ設計を通じ、民間による支援活動を促進、NPO等「新しい公共」による活動を支援
- ◆ 国立の美術館、博物館や劇場の機能充実、より柔軟・効果的な運営の仕組みを整備

重点戦略2：文化芸術を創造し、支える人材の充実

- ◆ 新進芸術家の海外研修やその成果を還元する機会等の充実、顕彰制度の拡充等、若手をはじめとする芸術家の育成に関する支援を充実

- ◆ 文化芸術活動や施設の運営を支える専門的人材の育成・活用に関する支援を充実
- ◆ 無形文化財や文化財を支える技術・技能の伝承者に対する支援を充実

重点戦略3: 子どもや若者を対象とした文化芸術振興策の充実

- ◆ 多彩な優れた芸術の鑑賞機会, 伝統文化や文化財に親しむ機会を充実
- ◆ コミュニケーション教育をはじめ, 学校における芸術教育を充実

重点戦略4: 文化芸術の次世代への確実な継承

- ◆ 計画的な修復・防災対策等による文化財の適切な保存・継承
- ◆ 文化財の積極的な公開・活用により, 国民が文化財に親しむ機会を充実
- ◆ 文化財の総合的な保存・活用, 登録制度等の活用により, 文化財保護の裾野を拡大
- ◆ 文化芸術分野のアーカイブ構築に向け, 可能な分野から作品・資料等の所在情報の収集や所蔵作品の目録の整備, 積極的活用

重点戦略5: 文化芸術の地域振興, 観光・産業振興等への活用

- ◆ 各地に所在する有形・無形の文化芸術資源を地域振興, 観光・産業振興等に活用
- ◆ 文化芸術創造都市の取組等新たな創造拠点の形成を支援, 各地域における芸術祭, アーティスト・イン・レジデンス等による地域文化の振興を奨励
- ◆ 衣食住に係る文化をはじめ「くらしの文化」の実態を調査・把握, 振興方策を検討

重点戦略6: 文化発信・国際文化交流の充実

- ◆ 舞台芸術, 美術工芸品等の海外公演・出展, 国際共同制作等への支援を充実
- ◆ 中核的国際芸術フェスティバルの国内開催や海外フェスティバルへの参加, 特色ある国際文化交流の取組を戦略的に支援, メディア芸術祭は世界的フェスティバルとして一層充実
- ◆ 文化発信・交流の拠点として美術館, 博物館や大学の活動・内容を充実
- ◆ 海外の文化遺産保護等, 文化財分野における国際協力を充実
- ◆ 東アジア芸術創造都市(仮称)や大学間交流等, 東アジアにおける国際文化交流を推進

2. 重点戦略を推進するに当たって留意すべき事項

(1) 横断的かつ総合的な施策の実施

- 個別施策の企画立案段階から重点戦略相互の関連性に留意, 施策を横断的に実施。
- 領域横断的な施策の実施のため, 関係府省間の連携・協働をより一層強化するとともに, 関係機関・団体等との協力を促進し, 国家戦略として施策を総合的に推進。

(2) 計画, 実行, 検証, 改善(PDCA)サイクルの確立等

- 重点戦略に係るPDCAサイクルを確立し, 不断の改善を図る必要。文化審議会において, 施策の進捗状況を年度ごとに点検し, 併せて有効な評価手法を確立。

第3 文化芸術振興に関する基本的施策

1. 文化芸術各分野の振興

(1) 芸術の振興

▶新たな支援の仕組みを導入し、世界に誇れる文化芸術の創造を支援 ▶文化芸術への支援策をより有効に機能させるため、諸外国のアーツカウンシルに相当する新たな仕組みを導入、早急に必要な調査研究、及び可能なところから試行的取組を実施 ▶トップレベルの団体と劇場、音楽堂等の拠点が連携した取組等への支援 ▶芸術作品の鑑賞機会、芸術祭等の充実 ▶芸術文化振興基金による助成事業等 ▶新国立劇場における公演の充実

(2) メディア芸術の振興

▶メディア芸術祭の一層の充実、関連イベントとの連携推進、諸外国への発信 ▶メディア芸術作品・関連資料等のデータベース整備・デジタルアーカイブ化等を推進 ▶大学や製作現場等と連携し、若手クリエイターに専門的研修や作品発表の場を提供 ▶日本映画・映像作品の製作環境の整備、国内外への発信や人材育成、国際共同製作への支援、東京国立近代美術館フィルムセンターにおける作品の収集・保管の推進

(3) 伝統芸能の継承及び発展

▶歴史的・文化的価値の理解・普及、公演等への支援 ▶伝統芸能の鑑賞機会を提供、古典の伝承と活性化 ▶伝承者養成への支援、伝統的技術の後継者育成、原材料確保

(4) 芸能の振興

▶創造活動、人材育成、普及活動に対する重点的支援等 ▶芸能の鑑賞機会を提供

(5) 生活文化、国民娯楽、出版物等の普及

▶衣食住に係る文化をはじめ「くらしの文化」の振興、国民娯楽に関する活動推進 ▶出版物、レコード等の普及、国民が身近に親しめる環境整備

(6) 文化財等の保存及び活用

▶文化財の公開・活用を積極的に推進 ▶歴史文化基本構想の策定支援等、地域の文化財の総合的な保存・活用、文化財と周辺環境の一体的な保存・活用 ▶文化財登録制度を活用し文化財保護の裾野を拡大 ▶有形文化財の維持管理、修理の充実、防災・防犯対策への支援充実等 ▶無形文化財の伝承者確保・養成、伝統的技術の継承 ▶古墳壁画の保存・活用 ▶文化財保存技術の保存・継承 ▶世界遺産への登録推薦 等

2. 地域における文化芸術振興

▶多彩な文化芸術の鑑賞機会の充実、地域における創造活動等の支援、地域住民の文化芸術活動への参加促進 ▶地域の特色ある文化芸術活動を推進、担い手を育成 ▶関係機関の連携による地域文化の振興、文化芸術の創造性や魅力を教育、福祉、観光・産業等の分野に活用して地域活性化を図る取組を促進 ▶伝統行事等の継承・発展、文化的景観の保護 ▶アイヌ文化の振興

3. 国際交流等の推進

▶海外公演や海外展、国際共同制作への支援充実等 ▶中核的国際芸術フェスティバルへ

の支援, 特色ある国際文化交流の取組, 国際会議の日本開催を支援 ▶東アジアをはじめ世界各国との国際文化交流を推進 ▶文化人・芸術家等の相互交流・連携, 国際的ネットワークの形成 ▶青少年の国際文化交流等の推進 ▶メディア芸術の情報拠点構築, 海外発信 ▶日本文学作品の翻訳・普及, 日本文化の総合的な情報発信 ▶文化遺産国際協力の推進 ▶アジア・太平洋地域等における無形文化遺産保護活動への協力

4. 芸術家等の養成及び確保等

▶新進芸術家等の海外留学, 研修事業, 活動成果の発表機会等の充実 ▶幅広い人材の養成・確保, 研修充実による文化芸術活動を担う人材の育成 ▶関係機関の連携による計画的・系統的な人材育成 ▶文化芸術に係る教育・研究の充実 ▶芸術家等の活動環境等に関する諸条件の整備, 社会的・経済的・文化的地位の向上

5. 国語の正しい理解

▶国語に関する調査の定期的実施, 国語に対する意識の向上と国語力の育成 ▶改定常用漢字表等の普及 ▶敬語に関する具体的な指針の普及 ▶消滅の危機にある言語・方言の実態把握と調査研究 ▶学校教育の一層の充実 ▶子どもの自主的な読書活動の推進 ▶豊かな文字・活字文化の恵沢を享受できる環境の整備 等

6. 日本語教育の普及及び充実

▶対象者の拡大に対応した日本語教育の充実 ▶地域の実情に応じた日本語教室の開設, 日本語指導者・ボランティアやコーディネーターの養成・研修等 ▶日本語教員等の海外派遣・招聘研修の推進, 情報通信技術を活用した日本語教材等の提供

7. 著作権等の保護及び利用

▶デジタル化・ネットワーク化に対応した著作権制度上の課題について総合的な検討, 法制度の整備・運用, 調査研究の実施, 著作物の流通促進のためのシステム構築等 ▶著作権に関する知識と意識の普及 ▶著作物等の海賊版の流通の防止・撲滅

8. 国民の文化芸術活動の充実

(1) 国民の鑑賞等の機会の充実

▶文化芸術の公演・展示等への支援 ▶展覧会における美術品損害に対する政府補償制度の導入等 ▶国民文化祭をはじめ, 文化芸術に対する国民の関心喚起・参加促進する機会の充実 ▶文化ボランティア活動の活発化のための情報提供, 相互交流の推進等

(2) 高齢者, 障害者等の文化芸術活動の充実

▶施設のバリアフリー化, 字幕・音声案内サービス, 託児サービスの促進等, 対象者のニーズに応じた工夫や配慮等を促進 ▶関係団体等の取組支援

(3) 青少年の文化芸術活動の充実

▶多彩な優れた芸術の鑑賞機会, 伝統文化や文化財に親しむ機会を充実 ▶青少年を対象とした公演等への支援, 文化芸術活動の機会の充実 ▶指導者の養成・確保 ▶学校等と連携した地域の美術館, 博物館における教育普及活動の充実

(4) 学校教育における文化芸術活動の充実

- ▶体験学習など教育の充実, 鑑賞機会の充実 ▶教員の資質向上, 地域の芸術家等が教員と協力して指導を行う取組の促進 ▶伝統的な音楽に関する教育の適切な実施 等

9. 文化芸術拠点の充実等

(1) 劇場, 音楽堂等の充実

- ▶地域の核となる劇場, 音楽堂等の文化芸術活動を支援 ▶劇場, 音楽堂等の法的基盤の整備について早急に検討 ▶国立劇場, 新国立劇場等の活動の推進 ▶地域の劇場, 音楽堂等の創造活動, 芸術家等の配置・研修等への支援, 情報提供等の充実 等

(2) 美術館, 博物館, 図書館等の充実

- ▶企画展示技術の向上や文化財等の適切な保存管理の徹底等 ▶学芸員や教育普及等を担う専門職員の研修の充実 ▶指定管理者制度の導入に関するガイドラインの作成等 ▶登録美術品制度の活用 ▶所蔵品の目録の整備, 書誌情報やデジタル画像等のアーカイブ化を促進 ▶国立美術館, 国立博物館等の各機能の充実 ▶図書館が地域を支える情報拠点となるよう充実方策の提示等の支援 ▶司書等の資質向上を図る研修等の充実 ▶博物館・図書館・公文書館(MLA)等の連携促進

(3) 地域における文化芸術活動の場の充実

- ▶社会教育施設, 学校施設等の利用の促進 等

(4) 公共の建物等の建築等に当たっての配慮

- ▶周囲の環境や景観, 歴史, 文化等と調和した施設の整備・保全

10. その他の基盤の整備等

(1) 情報通信技術の活用の推進

- ▶多様な文化芸術, 映画・映像, 文化財等の情報のネットワーク化・アーカイブ化等 ▶科学技術の活用等を通じた取組の推進 等

(2) 地方公共団体・民間の団体等への情報提供等

- ▶各種の情報・資料の収集・保存(アーカイブの構築), 活用方法の検討等 ▶相談, 助言等の窓口機能の整備 等

(3) 民間の支援活動の活性化等

- ▶寄附文化を醸成するための税制上の措置の活用 等

(4) 関係機関等の連携等

- ▶関係府省間の連携・協働, 関係機関等が役割を明確化, 相互の連携強化, 協力促進

(5) 顕彰

- ▶積極的な顕彰

(6) 政策形成への民意の反映等

- ▶国民の意見を十分考慮した上での政策形成 ▶各地域における情報・意見の交換を行う場の設定 ▶基礎的データの収集, 各種調査研究の充実 ▶適切な評価方法の確立

Outline of the 3rd Basic Policy on the Promotion of Culture and the Arts

I. Basic Philosophy on the Promotion of Culture and the Arts

1. Significance of the promotion of culture and the arts

Culture and the Arts

- Indispensable for people to achieve a spiritually affluent life
 - They are irreplaceable as something to believe in, and are social assets for the entire nation.
- Sources of creative economic activities, or “Soft Power”
 - They lay the foundations for sustainable economic development and smooth international cooperation, and enhance national strength.



Bring (the promotion of culture and the arts) at the core of national policy measures to aim to create a new “Nation based on Culture and the Arts.”

2. Basic viewpoints for promoting culture and the arts

∞

① Sources of growth in a mature society

- Public support of culture and the arts shall be recognized as a strategic investment based on social needs.
- Support of culture and the arts shall be clearly positioned as a public policy measure from the viewpoint of evoking potential as an area of growth in a mature society and increasing social capital.
- Measures need to be implemented in a manner suited to the nature of culture and the arts, and from a long-term, sustainable viewpoint.

② Propagation power of culture and the arts promotion

- Promotion with a view to the ripple effects on education, welfare, community development, tourism, industry and other related areas.
- Policy development of utilizing the strong points of Japan, while also keeping in mind the viewpoints of increasing employment opportunities and revitalizing regional communities, and of enhancing the cultural presence of Japan.

③ Nationwide promotion of culture and the arts

- Private organizations, local public bodies, the national government, and other entities need to collaborate, while clearly recognizing their respective roles, to promote culture and the arts by society as a whole.

II. Priority Measures Related to the Promotion of Culture and the Arts

1. Six priority strategies for building a “Nation based on Culture and the Arts”

Priority strategy 1

Effective support of cultural and artistic activities

- ◆ Introducing new supportive systems toward cultural and artistic organizations
- ◆ Introducing a new mechanism equivalent to the arts councils in various countries
- ◆ Expanding and improving support to the bases of culture and the arts that form the core of regional communities
- ◆ Studying the development of legal foundations for theaters, concert halls and others
- ◆ Introducing governmental compensation systems for damage caused to works of art and appropriate operation of the systems
- ◆ Promoting support activities undertaken by the private sector and supporting NPOs and other organizations that assume leading roles as the “New Public Commons”
- ◆ Expanding and improving the functions of national cultural facilities for even more effective operation

Priority strategy 2

Enhancing the human resources who create and support culture and the arts

- ◆ Support systems for nurturing young and upcoming artists
- ◆ Expanding the support systems for cultivating and utilizing the expert human resources who support cultural and artistic activities and the operation of facilities
- ◆ Expanding the support systems to the successors of intangible cultural property, techniques and skills that support cultural property

Priority strategy 3

Improving promotional measures for culture and the arts aimed at children and young people

- ◆ Expanding opportunities for appreciating works of arts and becoming familiar with traditional culture and cultural property
- ◆ Improving art education in schools including communication education

Priority strategy 4

Passing down culture and the arts to the next generation

- ◆ Conserving and passing down cultural property through planned measures for repair and disaster prevention
- ◆ Increasing opportunities for people to familiarize themselves with cultural property through public display and utilization in a more positive way
- ◆ Broadening the bases for protecting cultural property through comprehensive preservation and utilization and the use of registration system
- ◆ Configuring archives in areas of culture and the arts, collecting information on locations and compiling and using lists of works in storage

Priority strategy 5

Use of culture and the arts for promoting regional communities, tourism, and industry

- ◆ Utilizing tangible and intangible resources of culture and the arts for promoting regional communities, tourism, and industry
- ◆ Supporting the formation of new bases for creativity and encouraging the promotion of regional culture
- ◆ Promotion of the actual culture for living, including the culture related to clothing, food, and residences

Priority strategy 6

Enhancing cultural communication and international cultural exchanges

- ◆ Expanding support to overseas performances and exhibitions, and international joint productions
- ◆ Supporting strategically for hosting major international art festivals in Japan, participation in overseas festivals, and improving the Japan Media Arts Festival even further as a global festival
- ◆ Enhancing the activities and content at historic museums and art museums as bases for cultural communication and exchange
- ◆ Expanding international cooperation in areas related to cultural property
- ◆ Promoting international cultural exchanges in East Asia

2. Points to note when promoting the priority strategies

- (1) Implementing cross-sectional and comprehensive measures
 - Implementation of measures of the priority strategies in a cross-sectional manner.
 - Comprehensive implementation of measures by the collaboration and joint endeavors between associated Ministries and Agencies.
- (2) Establishing a plan-do-check-act (PDCA) cycle

III. Basic Measures on the Promotion of Culture and the Arts

List up the basic measures in line with each Article (from Article 8 and later) in Chapter III of the Basic Act on the Promotion of Culture and the Arts

Outline of the 3rd Basic Policy on the Promotion of Culture and the Arts

The aim of the Policy is to comprehensively promote measures related to the promotion of culture and the arts, pursuant to the Basic Act on the Promotion of Culture and the Arts. It is intended to be a review of the 2nd Policy based on changes in the circumstances related to culture and the arts, and has been formulated with the coming five years (FY2011 to FY2015) in mind.

I. Basic Philosophy on the Promotion of Culture and the Arts

1. Significance of the promotion of culture and the arts

- Culture and the arts are indispensable for people to achieve a spiritually affluent life. They are irreplaceable as something to believe in (forming pride and identity), and are social assets for the entire nation.
- Culture and the arts are the sources of creative economic activities and also “Soft Power”. They lay the foundations for sustainable economic development and smooth international cooperation, and enhance national strength.
- The promotion of culture and the arts shall be at the core of national policy measures to achieve a spiritually enriched life for all people and enhance national strength by building a vital society. Now is the time to aim to create a new “Nation based on Culture and the Arts”.

2. Basic viewpoints for promoting culture and the arts

(1) Changes in circumstances related to culture and the arts

- Role allocation between the civic and government sectors is being considered, the decentralization of power has progressed, and diverse measures are being disseminated by the private sector.
- Regional communities have declined, and there is a shortage of people specializing in culture and the arts. The degradation of the foundation for supporting culture and the arts has been a threat due to the recent economic and financial situations and the effects of aspects such as the designated administrator system.
- There are issues relating to the promotion of exchanges and cultural identity and diversity, caused by the progress of globalization. There are also expectations of deeper exchanges in East Asia and concerns over the decline of the position of Japan in the international community.
- Enhanced convenience and the emergence of new social issues have been seen as a result of the development and dissemination of information and telecommunication technologies.

(2) Basic viewpoints

① Sources of growth in a mature society

- The promotion of culture and the arts, which are sources of people’s energy and creative power, is necessary to shift priority from hardware development to supporting software and human aspects, and to pursue enhanced quality in people’s lives.

- By their nature, culture and the arts need public support, while at the same time being public assets that offer social benefits (externality) and possess the function of social inclusion.
 - Public support of culture and the arts shall be recognized as a strategic investment based on social needs.
 - Support of culture and the arts shall be clearly positioned as a public policy measure from the viewpoint of evoking potential as an area of growth in a mature society and increasing social capital.
 - Measures need to be implemented in a manner suited to the nature of culture and the arts, and from a long-term, sustainable viewpoint.
- ② Propagation power of culture and the arts promotion
- Culture and the arts essentially have the power to spread widely throughout society, and they need to be promoted with a view to the ripple effects on education, welfare, community development, tourism, industry and other related areas.
 - Measures need to be strategically developed that utilize the strong points of Japan, while also keeping in mind the viewpoints of increasing employment opportunities and revitalizing regional communities, and of enhancing the cultural presence of Japan.
- ③ Nationwide promotion of culture and the arts
- Local governments will primarily assume the role of promoting culture and the arts that are unique to the region in a way that suits the circumstances of the region.
 - The voluntary support of the private sector is indispensable. Private sector entities are expected to engage in independent activities as leaders of the “New Public Commons.”
 - The primary role of the national government is to present an overall perspective and establish the foundations and preconditions for enhancing national strength and promoting cultural and artistic activities. The support of the regional communities and the private sector is also necessary, along with efforts to resolve disparities between regions.
 - The environment for supporting cultural and artistic activities needs to be developed by implementing legal, financial and taxation measures, while keeping in mind the viewpoints of selection and concentration and attempting to prioritize the measures being implemented and enhance efficiency to cope with the tough financial situation.
 - Individuals, enterprises, private organizations, local public bodies, the national government, and other entities need to collaborate, while clearly recognizing their respective roles, to promote culture and the arts by society as a whole.

II. Priority Measures Related to the Promotion of Culture and the Arts

1. Six priority strategies for building a “Nation based on Culture and the Arts”

The environment for supporting cultural and artistic activities shall be enhanced, while also taking into consideration the situations in other countries, and the following six priority strategies shall be strongly promoted to achieve a new “Nation based on Culture and the Arts” as a national strategy.

Priority strategy 1: Effective support of cultural and artistic activities

- ◆ Introducing new supportive systems, including subsidies that work as an incentive toward the more efficient operation of cultural and artistic organizations and comprehensive support to creative activities throughout an entire year
- ◆ Introducing a new mechanism equivalent to the arts councils in various countries to make supportive measures for culture and the arts function more effectively; conducting necessary surveys and research promptly and attempting trial measures wherever possible
- ◆ Expanding and improving support to the bases of culture and the arts that form the core of regional communities
- ◆ Promptly studying the development of legal foundations for theaters, music halls and others
- ◆ Introducing governmental compensation systems for damage caused to works of art during exhibitions
- ◆ Promoting support activities undertaken by the private sector and supporting NPOs and other organizations that assume leading roles as the “New Public Commons”, by nurturing the culture of donation and designing incentives for promoting the use of cultural and artistic resources
- ◆ Expanding and improving the functions of national art and historic museums, and theaters, and developing mechanisms for even more flexible and effective operation

Priority strategy 2: Enhancing the human resources who create and support culture and the arts

- ◆ Improving the support systems for nurturing young and upcoming artists by expanding opportunities for their overseas study and the redemption of outcomes to society, and enhancing the commendation systems
- ◆ Expanding the support systems for cultivating and utilizing the expert human resources who support cultural and artistic activities and the operation of facilities
- ◆ Expanding the support systems to the successors of intangible cultural property, techniques and skills that support cultural property

Priority strategy 3: Improving promotional measures for culture and the arts aimed at children and young people

- ◆ Expanding opportunities for appreciating diverse excellent works of arts and becoming familiar with traditional culture and cultural property
- ◆ Improving art education in schools including communication education

Priority strategy 4: Passing down culture and the arts to the next generation

- ◆ Conserving and passing down cultural property through planned measures for repair and disaster prevention
- ◆ Increasing opportunities for people to familiarize themselves with cultural property through public display and utilization in a more positive way
- ◆ Broadening the bases for protecting cultural property through comprehensive preservation and utilization and the use of registration system
- ◆ Configuring archives in areas of culture and the arts, collecting information on locations and compiling and using lists of works in storage in areas wherever possible

Priority strategy 5: Use of culture and the arts for promoting regional communities, tourism, and industry

- ◆ Utilizing tangible and intangible resources of culture and the arts located in various regions for promoting regional communities, tourism, and industry
- ◆ Supporting the formation of new bases for creativity, including Cultural Creative Cities, and encouraging the promotion of regional culture through local art festivals, artists in residence, etc.
- ◆ Surveying and clarifying the actual culture for living, including the culture related to clothing, food, and residences, and studying promotional measures

Priority strategy 6: Enhancing cultural communication and international cultural exchanges

- ◆ Expanding support to overseas dramatic performances and exhibitions of arts and crafts, and international joint productions
- ◆ Supporting strategically for hosting major international art festivals in Japan, participation in overseas festivals, or unique international cultural exchanges, and improving the Japan Media Art Festival even further as a global festival
- ◆ Enhancing the activities and content at historic museums, art museums, and universities as bases for cultural communication and exchange
- ◆ Expanding international cooperation in areas related to cultural property, including the protection of overseas cultural heritage
- ◆ Promoting international cultural exchanges in East Asia through the Creative Cities with Arts in East Asia (tentative title) and exchanges between universities

2. Points to note when promoting the priority strategies

(1) Implementing cross-sectional and comprehensive measures

- Attention shall be given to correlation between the priority strategies from the planning stage of each measure, which shall be implemented in a cross-sectional manner.
- Collaboration and joint endeavors between associated Ministries and Agencies shall be reinforced further in order to implement measures in a cross-sectional manner, while at the same time promoting cooperation with associated organizations and groups to comprehensively promote measures as national strategies.

(2) Establishing a plan-do-check-act (PDCA) cycle

- A plan-do-check-act (PDCA) cycle needs to be established and improved continuously in relation to the priority strategies. The Council of Cultural Affairs shall check the progress of each measure every year, and establish effective methods for evaluation.

III. Basic Measures on the Promotion of Culture and the Arts

1. Promotion in each area of culture and the arts

(1) Promotion of the arts

- ▶ Introducing new support mechanisms to help create a system of culture and the arts that Japan can

present proudly to the world ▶ Introducing a new mechanism equivalent to the arts councils in various countries to make supportive measures for culture and the arts function more effectively; conducting necessary surveys and research promptly and attempting trial measures wherever possible ▶ Supporting collaborative measures between top-level organizations, theaters, music halls and others ▶ Increasing opportunities for appreciating works of art, art festivals, etc. ▶ Projects subsidized by the Japan Arts Fund ▶ Enhancing support at the New National Theater, Tokyo

(2) Promoting the media arts

▶ Further enhancing the Japan Media Arts Festival, promoting collaboration with related events, and communicating with other countries ▶ Promoting the development of databases related to works of the media arts and related materials, and the formation of digital archives ▶ Collaborating with universities and production sites to offer occasions for expert training and the publication of works by young creators ▶ Improving the production environment for Japanese films and video works; disseminating information at home and abroad; cultivating human resources; supporting the international joint production and promotion of the collection and storage of works at the National Film Center of the National Museum of Modern Art, Tokyo

(3) Passing down and developing traditional performing arts

▶ Support for understanding and disseminating historical and cultural values, support for performances, etc. ▶ Offering opportunities for appreciating traditional performing arts; passing down and revitalizing classic works ▶ Support for training successors to the traditional performing arts, cultivating successors of traditional techniques, and securing source materials

(4) Promoting the dramatic arts

▶ Prioritizing support for creative activities, human resources development, and dissemination activities ▶ Offering opportunities for appreciating the dramatic arts

(5) Dissemination of living culture, entertainment, publications, etc.

▶ Promoting the actual culture for living, including the culture related to clothing, food, and residences, and promoting activities related to entertainment favored nationally ▶ Disseminating publications and music media, and developing an easily accessible environment for people to enjoy entertainment

(6) Preservation and utilization of cultural properties

▶ Actively promoting public display and utilization of cultural property ▶ Comprehensive preservation and utilization of regional cultural property by supporting the formulation of a basic scheme for historic and cultural property, etc.; comprehensive preservation and utilization of cultural property with the surrounding environment ▶ Broadening the bases of cultural property protection by utilizing the registration system for cultural property ▶ Improving the maintenance, management, and repair of tangible cultural property; expanding support for disaster and crime prevention ▶ Securing and training successors of intangible cultural property, passing down traditional techniques ▶ Preserving and utilizing murals in tomb mounds ▶ Conserving and passing down techniques for preserving cultural property ▶ Making recommendations for world heritage registration, and other measures

2. Promotion of culture and the arts in local areas

▶ Expanding opportunities for appreciating diverse culture and the arts; supporting for creative activities

in local area; promoting the participation of people from regional communities in cultural and artistic activities ▶ Promoting cultural and artistic activities that are unique to various regions; cultivating leading persons ▶ Promoting regional culture through collaborations between associated organizations; promoting measures to utilize creativity and the charms of culture and the arts in the areas of education, welfare, tourism, industry and others, to revitalize regions ▶ Passing down and developing traditional events; protecting cultural landscapes ▶ Promoting the Ainu Culture

3. Promoting international exchanges

▶ Increasing the level of support for overseas performances, exhibitions, and international joint productions ▶ Supporting core international art festivals, implementing measures for unique international cultural exchanges, and hosting international conferences in Japan ▶ Promoting international cultural exchanges with countries in East Asia and other parts of the world ▶ Promoting exchanges and collaboration between cultural figures and artists; forming international networks ▶ Promoting international cultural exchanges between the younger generations ▶ Configuring information bases on the media arts; communicating on the media arts abroad ▶ Translating and disseminating Japanese literary works; communicating comprehensive information on Japanese culture ▶ Promoting international cooperation for cultural heritage ▶ Cooperating to protect intangible cultural heritage in the Asia Pacific region

4. Cultivating and securing artists

▶ Increasing opportunities for overseas study, seminar projects, and the presentation of activity results by upcoming artists ▶ Cultivating and securing diverse human resources; cultivating human resources through enhanced training to assume leading roles in cultural and artistic activities ▶ Planned and systematic human resources development through collaboration between related organizations ▶ Improving education and research related to culture and the arts ▶ Organizing various conditions related to the environment for artists' activities, and improving their social, economic, and cultural status

5. Understanding the Japanese language correctly

▶ Conducting periodical surveys on the Japanese language, enhancing awareness of the Japanese language and cultivating Japanese language capabilities ▶ Disseminating the Revised *Joyo Kanji-hyo* in common use ▶ Disseminating specific guidelines related to honorific expressions ▶ Clarifying the situations of languages and dialects on the verge of extinction, and carrying out surveys and research on them ▶ Enhancing school education even further ▶ Promoting self-initiated reading activities by children ▶ Developing an environment for enjoying the benefits of an affluent culture of characters and printed materials, and other measures

6. Disseminating and improving Japanese language education

▶ Improving the Japanese language education offered to wider range of people ▶ Establishing Japanese language schools and cultivating and training Japanese language teachers, volunteers and coordinators to suit the situations of various regions ▶ Promoting the overseas dispatch and invitational training of Japanese language teachers, and offering Japanese language teaching materials that utilize information and telecommunication technologies

7. Protecting and utilizing copyright

- ▶ Undertaking a comprehensive study of issues on copyright systems to deal with digitization and network formation, developing and operating legal systems, conducting surveys and research, configuring systems for promoting the distribution of literary works, etc.
- ▶ Disseminating knowledge and awareness of copyright
- ▶ Preventing and eradicating the distribution of pirated copies

8. Enhancing cultural and artistic activities for the people

(1) Increasing opportunities for the people to appreciate culture and the arts

- ▶ Supporting performances and exhibitions related to culture and the arts
- ▶ Introducing a governmental compensation system for damage caused to works of art during exhibitions
- ▶ Enhancing opportunities to raise the interest of people in culture and the arts and to encourage participation through the National Culture Festival
- ▶ Providing information and promoting exchanges to revitalize cultural volunteer activities

(2) Enhancing cultural and artistic activities for elderly and handicapped people

- ▶ Promoting devices that consider the needs of subjects, such as making facilities barrier-free, offering subtext and voice guidance services, offering child care services, etc.
- ▶ Supporting the measures undertaken by associated organizations

(3) Enhancing cultural and artistic activities for the younger generation

- ▶ Increasing opportunities for appreciating diverse excellent works of arts and for familiarization with traditional culture and cultural property
- ▶ Supporting performances aimed at the younger generation, and enhancing their opportunities to take part in cultural and artistic activities
- ▶ Cultivating and securing instructors
- ▶ Enhancing educational and dissemination activities at art and historic museums, in collaboration with schools

(4) Enhancing cultural and artistic activities in school education

- ▶ Expanding experience and other learning and opportunities for art appreciation
- ▶ Enhancing the capabilities of teachers and promoting joint educational programs with artists from the local region
- ▶ Offering appropriate education in traditional music, and other measures

9. Enhancing culture and art bases

(1) Enhancing theaters, music halls and other facilities

- ▶ Supporting cultural and artistic activities in theaters, music halls, and other core facilities in the region
- ▶ Promptly studying the development of a legal foundation for theaters, music halls and others
- ▶ Promoting activities at the National Theater and New National Theater, Tokyo
- ▶ Supporting creative activities in regional theaters and music halls, assigning and training artists, providing information in a more enhanced manner, and other measures

(2) Enhancing art and historic museums, libraries and other facilities

- ▶ Enhancing techniques for planning exhibitions and the thorough dissemination of appropriate storage and management methods for cultural property
- ▶ Enhancing training for curators and other expert staff who are responsible for education and dissemination
- ▶ Preparing guidelines related to the introduction of a designated administrator system
- ▶ Utilizing the art object enrollment system
- ▶ Developing catalogues of stored works and encouraging the formation of archives of literary information and digital

images ▶ Enhancing each of the functions of national art and historic museums ▶ Supporting libraries to serve as the core information base for the region by presenting enhancement measures, etc. ▶ Enhancing training to improve the performance of librarians ▶ Promoting collaboration between museums, libraries and archives (MLA)

(3) Improving locations for regional cultural and artistic activities

▶ Promoting the use of social education facilities, school facilities, and other measures

(4) Showing consideration when constructing public buildings

▶ Developing and conserving facilities that harmonize with the surrounding environment, landscape, history, culture, and other aspects

10. Development of other infrastructure

(1) Promoting the use of information and telecommunication technologies

▶ Configuring networks and archives of diverse forms of culture and the arts, films and video works, cultural property and others ▶ Promoting measures through the utilization of science and technology, and other measures

(2) Providing information to local public bodies and private sector organizations

▶ Collecting and storing information and materials (configuring archives), studying methods of utilization, etc. ▶ Establishing contact points for consultation, advice, etc., and other measures

(3) Revitalization of support activities undertaken by the private sector

▶ Utilizing tax systems for cultivating a culture of donating, and other measures

(4) Collaboration between related organizations

▶ Collaboration and cooperation between related Ministries and Agencies, clarifying the roles assumed by each of the related organizations, strengthening and promoting collaboration

(5) Commendation

▶ Active commendation

(6) Reflecting people's opinions in policy formulation

▶ Formulating policy measures by giving full consideration to people's opinions ▶ Establishing places for exchanging information and opinions in each region ▶ Collecting basic data and enhancing surveys and research ▶ Establishing appropriate evaluation methods

文化審議会における審議経過

第50回総会（平成22年2月10日）

- 文化芸術の振興のための基本的施策の在り方について(諮問)

第1回（平成22年2月10日）

- 部会長の選任等
- 文化芸術の振興のための基本的施策の在り方について(審議)

第2回（平成22年3月8日）

- 国の政策としての文化芸術振興の意義について(審議)

第3回（平成22年3月11日）

- 文化芸術振興のための基本的視点について(審議)

第4回（平成22年3月23日）

- 文化芸術振興のための重点施策について(審議)
- ワーキンググループ(WG)の設置について(決定)

《「文化芸術振興のための重点施策」に関する専門的事項について調査検討》

－ 舞台芸術WG	:	4/13	4/20	4/26	の計3回
－ メディア芸術・映画WG	:	4/9	4/21	4/28	の計3回
－ 美術WG	:	4/14	4/23	5/7	の計3回
－ くらしの文化WG	:	4/9	4/13	4/28	の計3回
－ 文化財WG	:	4/7	4/20	4/28	の計3回

第5回（平成22年5月12日）

- 各WGにおける意見のまとめについて(報告)

第6回（平成22年5月19日）

- 「審議経過報告」骨子(案)について(審議)

第7回（平成22年5月24日）

- 「審議経過報告」(素案)について(審議)

第8回（平成22年6月2日）

- 「審議経過報告」(案)について(審議)

第51回総会（平成22年6月7日）

- 文化政策部会における審議経過について(報告)

※ 国民からの意見募集（平成22年6月8日～平成22年7月23日）

第9回（平成22年9月8日）

- 「審議経過報告」の平成23年度概算要求等への反映状況について(報告)
- 「審議経過報告」に対する意見募集の結果について(報告)
- 第2次基本方針(重点事項)の実施状況の評価について(審議)

懇談会（平成 22 年 9 月 13 日）

○ 文化芸術関係団体からのヒアリング①

- | | |
|-------------------|-----------------------|
| ・(社) 日本芸能実演家団体協議会 | ・全日本舞台・テレビ技術関連団体連絡協議会 |
| ・(社) 日本漫画家協会 | ・(一社) 日本アニメーター・演出協会 |
| ・(社) 日本オーケストラ連盟 | ・(公社) 能楽協会 |
| ・(特活) アートNPOリンク | ・(特活) 全国町並み保存連盟 |

第10回（平成 22 年 9 月 15 日）

○ 文化芸術関係団体からのヒアリング②

- | | |
|--------------------------|-----------------|
| ・(社) 企業メセナ協議会 | ・(社) 日本劇団協議会 |
| ・(社) 日本演奏連盟 | ・(社) 日本写真家協会 |
| ・(社) 全国国宝重要文化財所有者連盟 | ・(社) 全国公立文化施設協会 |
| ・(特活) 映像産業振興機構 (V I P O) | |

第11回（平成 22 年 9 月 29 日）

- 答申・第3次基本方針の構成等について(審議)
- 重点戦略の在り方について(審議)
- 政策目的・達成目標の在り方について(審議)

第12回（平成 22 年 10 月 20 日）

- 重点戦略の在り方について(審議)
- 政策目的・戦略目標の在り方について(審議)
- 配慮事項等について(審議)

第13回（平成 22 年 11 月 8 日）

- 重点戦略の在り方について(審議)
- 政策目的・戦略目標の在り方について(審議)
- 配慮事項等について(審議)

第14回（平成 22 年 11 月 22 日）

- これまでの意見の整理①
- 重点戦略の工程表について(審議)

第15回（平成 22 年 12 月 1 日）

- これまでの意見の整理②

第16回（平成 22 年 12 月 20 日）

- 文化芸術の振興に関する基本的な方針(第3次)について(答申素案)(審議)

第17回（平成 23 年 1 月 17 日）

- 文化芸術の振興に関する基本的な方針(第3次)について(答申案)(審議)

第52回総会（平成 23 年 1 月 31 日）

- 文化芸術の振興に関する基本的な方針(第3次)について(答申)

21庁房第223号
平成22年諮問第9号

文化審議会

次の事項について、別紙理由を添えて諮問します。

文化芸術の振興のための基本的施策の在り方について

—「文化芸術の振興に関する基本的な方針(第3次)」の策定に向けて—

平成22年2月10日

文部科学大臣 川端達夫

(理 由)

文化芸術は、過去から未来へと受け継がれ、人々に喜びや感動を与えると同時に、経済や国際協力をはじめ我が国のすべての営みの基盤として極めて重要であると認識しております。

我が国は、戦後、大きく経済発展を遂げ、文字どおり成熟した経済の時代を迎えましたが、それと同時に、質の高い文化芸術の振興が心豊かな国民生活、活力ある社会を構築し、真の経済発展をもたらすという新たな国家戦略、言い換えれば新たな「文化芸術立国」の時代を迎えつつあると言えます。このような時期にあっては、豊かな文化資源の蓄積を促し、そこから新たな文化を創造し、優れた人材を育て、内外に積極的に発信していく視点が極めて重要であると考えます。

また、子どものうちから文化芸術にじかに触れ、豊かな心や感性、創造性やコミュニケーション能力を培うことは、人格形成に大きな影響を与えるものであり、新たな「文化芸術立国」の時代においては、次代の文化芸術を担う人材の育成の観点からも、ますますその重要性が高まっております。

私は就任以来、「ハード」の整備から「ソフト」と「ヒューマン」への支援に重点を置き、文化芸術の振興に努めてまいりましたが、このたび第10期文化審議会の発足に当たり、第3次の「文化芸術の振興に関する基本的な方針」の策定をも念頭に、改めて文化芸術の振興のための基本的な施策の在り方について包括的に諮問を行うものであります。

具体的には、以下の事項を中心に御審議をお願いいたします。

(1) 国の政策としての文化芸術振興の意義について

まず第一に、国の政策としての文化芸術振興の意義についてであります。

文化芸術振興の重要性については論をまちませんが、改めて国が文化芸術振興に果たす役割についてお示しいただきたいと思います。

国においては文化庁はじめ関係府省によりかねて各般の文化芸術振興施策が講じられ、平成13年に成立した文化芸術振興基本法においても、文化芸術振興に関する施策を総合的に策定・実施することが国の責務として明確に位置付けられておりますが、最近の「国から地方へ」「官から民へ」の流れの中で、文化芸術振興に果たす国の役割が改めて問われております。

このような状況を踏まえ、文化芸術振興は国民にとってどのような意義を持つのか、国が公共政策として文化芸術を振興することはなぜ必要なのか、社会を挙げて文化芸術振興を目指す上でどのような取組が必要なのか等につき、しっかりとした御議論をお願いいたします。

(2) 文化芸術振興のための基本的視点について

第二に、文化芸術振興のための基本的視点についてであります。

まず、文化芸術振興施策の現状について、現行の第2次基本方針の実施状況を中心に検証・評価し、それを踏まえ、文化芸術振興のための基本的な方策を明らかにしていただきたいと思います。

また、「ソフト」と「ヒューマン」に軸足を置いた文化芸術振興について、頂点の伸長、裾野の拡大、経済活動・地域活動の活性化、国際交流の推進等の観点から、今後の基本的な方向性をお示しいただきたいと思います。

さらに、文化芸術振興を担う各主体の役割に関し、国、地方、民間、個人等の役割は何か、国の推進体制をどのようにするか等についても御検討をお願いいたします。

(3) 文化芸術振興のための重点施策について

第三に、上記の文化芸術振興の意義及び基本的視点を踏まえ、文化芸術振興のための重点施策について具体的にお示しいただきたいと思います。

まず、文化芸術の分野ごとの振興策についてであります。

舞台芸術，美術，映画，メディア芸術，生活文化，文化財など分野の区分と政策目標をどのように設定するか，それぞれの効果的・効率的な振興方策をどのように構築するか等につき，明らかにしていただきたいと思います。

次に，文化を支える人材の育成についてであります。

芸術家とそれをサポートする人材をどのように育成するか，無形文化財の伝承者や文化財保存技術の後継者をどのように育成するか，将来の文化の担い手たる子どもたちへのアプローチをどのように図るか等の観点から，御検討をお願いいたします。

さらに，文化発信と国際交流の推進についてであります。

文化発信をどのように進めるか，特に東アジアを中心に世界との文化交流の推進方策について，御検討をお願いいたします。その際，狭い意味での文化のみならず，日本人の生活文化全般を，観光振興等にも留意しながら積極的にアピールしていく視点も重要であると考えます。

最後に，文化芸術を振興するための新たな手法の導入についてであります。

具体的には，寄附税制の拡充を含む寄附文化の醸成についてどのように考えるか，マッチング・グラントなど民間資金導入の新たな仕組みをいかにして構築するか，国，地方，民間，企業等による共通基盤と協働の場をどのように整備するか，劇場，音楽堂など文化芸術拠点の充実をいかに図るかをはじめ，文化芸術振興のための効果的手法について，広く御検討いただきたいと思います。

以上の三点が，中心的に御審議をお願いしたい事項ではありますが，このほかにも文化芸術全般にわたり必要な事項について御検討をお願いいたします。

22 文文審第2号

平成23年1月31日

文部科学大臣

高木 義明 殿

文化審議会会長

西原 鈴子

「文化芸術の振興に関する基本的な方針（第3次）について」（答申）

文化審議会は、平成22年2月10日付け21庁房第223号をもって文部科学大臣から標記の件について諮問を受けた。

本諮問を受けて、我々は、文化芸術の振興に関する基本的な方針（第3次）について精力的に議論を重ね、成案を得た。

政府においては、本答申を踏まえ、文化芸術の振興のための施策を着実に推進していくことを期待するものである。

なお、本答申に至る文化政策部会での審議に際しては、まさに「文化芸術の振興を国の政策の根幹に据え、今こそ新たな「文化芸術立国」を目指す」ためにこそ、関係府省間の連携・協働の上に「文化省（仮称）」を創設すべきとの意見が強くあったことを付言したい。

第10期文化審議会委員

(平成23年1月31日現在)

あだち なおき 足立 直樹	凸版印刷(株)代表取締役会長
いしがみ えいいち 石上 英一	大学共同利用機関法人人間文化研究機構理事
いで はく い で はく	作詞家、一般社団法人日本音楽著作権協会理事
うちだ のぶこ 内田 伸子	お茶の水女子大学大学院教授
さ さ き じょうへい 佐々木丞平	(独)国立文化財機構理事長、京都国立博物館長
さとなか まち こ 里中満智子	マンガ家
しみず ひろし 清水 擴	元東京工芸大学教授
たむら たかこ 田村 孝子	静岡県コンベンションアーツセンター「グランシップ」館長
つづみ つよし 堤 剛	チェリスト、桐朋学園大学学長、サントリーホール館長
とうくら よういち 東倉 洋一	国立情報学研究所副所長
どひ かずふみ 土肥 一史	日本大学大学院教授
なかやま のぶひろ 中山 信弘	明治大学特任教授、東京大学名誉教授、弁護士
にしはら すずこ ◎西原 鈴子	元東京女子大学教授
のむら とよひろ 野村 豊弘	学習院大学教授
はやし ちかふみ 林 史典	聖徳大学教授
はやしだ ひでき 林田 英樹	国立新美術館長
みやた りょうへい ○宮田 亮平	東京藝術大学学長
もりにし まゆみ 森西 真弓	大阪樟蔭女子大学教授
やまうち まさゆき 山内 昌之	東京大学教授
やまわき せいこ 山脇 晴子	(株)日本経済新聞社文化事業局長

(◎会長、○会長代理)

文化審議会第8期文化政策部会委員

(平成23年1月31日現在)

あおやぎ 青柳	まさのり 正規	(独)国立美術館理事長、国立西洋美術館長
おだ 小田	ゆたか 豊	長岡京市長
かとう 加藤	たねお 種男	(財)アサヒビール芸術文化財団事務局長
ごとう 後藤	かずこ 和子	埼玉大学大学院教授
さかい 酒井	ただやす 忠康	世田谷美術館長
ささき 佐々木	きじょうへい 丞平	(独)国立文化財機構理事長、京都国立博物館長
さとなか 里中	まちなこ 満智子	マンガ家
すずき 鈴木	やすとも 康友	浜松市長
たかはぎ 高菽	ひろし 宏	東京芸術劇場副館長
◎ 田村	たかこ 孝子	静岡県コンベンションアーツセンター「グランシップ」館長
	つみ 堤	チェリスト、桐朋学園大学学長、サントリーホール館長
つぼのう 坪能	かつひろ 克裕	作曲家、日本現代音楽協会会長
とみやま 富山	せいきん 清琴	地歌箏曲家、(社)日本三曲協会理事
にしむら 西村	ゆきお 幸夫	東京大学大学院教授
はまの 浜野	やすき 保樹	東京大学大学院教授
ますだ 増田	かつひこ 勝彦	昭和女子大学大学院教授
◎ 宮田	りょうへい 亮平	東京藝術大学長
やまうち 山内	まさゆき 昌之	東京大学教授
やまわき 山脇	せいこ 晴子	(株)日本経済新聞社文化事業局長
よしもと 吉本	みつひろ 光宏	(株)ニッセイ基礎研究所主席研究員・芸術文化プロジェクト室長

(◎部会長、○部会長代理)

文化審議会文化政策部会ワーキンググループの設置について

1 趣旨

平成22年2月10日付け文化審議会諮問第9号に係る諮問事項のうち、(3)「文化芸術振興のための重点施策」に関する専門的事項に係る調査検討を行うため、文化審議会文化政策部会運営規則第3条の規定に基づき、文化政策部会にワーキンググループを設置する。

2 設置するワーキンググループ及び調査検討事項

(1) 舞台芸術ワーキンググループ

- ① 頂点の伸長について
- ② 裾野の拡大について
- ③ 公演支援の在り方について
- ④ 芸術拠点の形成について
- ⑤ 人材育成について
- ⑥ 海外への発信について

(2) メディア芸術・映画ワーキンググループ

- ① 製作支援の在り方について
- ② 人材育成について
- ③ 作品の保存について
- ④ 海外への発信について
- ⑤ 質の高い作品の発表・鑑賞機会の確保について

(3) 美術ワーキンググループ

- ① 博物館の管理運営方策の充実について
- ② 美術品の鑑賞機会の充実及び美術作品制作への支援の在り方について
- ③ アートマネジメント人材の育成について
- ④ アーカイブについて

(4) くらしの文化ワーキンググループ

- ① 生活文化の普及方策について
- ② 衣食住文化の観光振興、地域振興、文化発信等への活用について

(5) 文化財ワーキンググループ

- ① 文化財の適切な保存・活用について
- ② 文化財に関する伝承者の養成等について
- ③ 文化財による地域活性化について
- ④ 文化遺産保護における国際交流・協力の推進、日本文化の発信の強化について

3 構成

文化審議会文化政策部会長の指名する委員及び臨時委員並びに各ワーキンググループに分属された専門委員により構成する。

これにかかわらず、文化政策部会長は、その他の委員及び文化政策部会に分属する臨時委員に会議への出席を求めることができるものとする。

4 その他

各ワーキンググループの議事の手続その他ワーキンググループの運営に関し必要な事項は、各ワーキンググループにおいて定める。

ワーキンググループ委員名簿

(1) 舞台芸術ワーキンググループ

<委員>

田村 孝子 静岡県コンベンションアーツセンター「グランシップ」館長
堤 剛 チェリスト、桐朋学園大学学長、サントリーホール館長

<臨時委員>

高萩 宏 東京芸術劇場副館長
坪能 克裕 作曲家、日本現代音楽協会会長
吉本 光宏 (株)ニッセイ基礎研究所主席研究員・芸術文化プロジェクト室長

<専門委員>

小山 久美 (財)スターダンサーズ・バレエ団常務理事、昭和音楽大学短期大学部教授
支倉二二男 (社)日本オーケストラ連盟常務理事
中山 欽吾 (財)東京二期会常務理事
西川 信廣 (社)日本劇団協議会会長
米屋 尚子 (社)日本芸能実演家団体協議会芸能文化振興部次長

(2) メディア芸術・映画ワーキンググループ

<委員>

里中満智子 マンガ家

<臨時委員>

浜野 保樹 東京大学大学院教授

<専門委員>

石原 恒和 (株)ポケモン代表取締役社長
華頂 尚隆 (社)日本映画製作者連盟事務局長
西村 隆 (財)日本映像国際振興協会事務局長
布川 郁司 一般社団法人日本動画協会理事長
堀越 謙三 東京藝術大学教授
榊山 寛 (株)マスヤマコム代表取締役社長
森山 朋絵 東京都現代美術館学芸員

(3) 美術ワーキンググループ

<委員>

佐々木丞平 (独)国立文化財機構理事長、京都国立博物館長

<臨時委員>

青柳 正規 (独)国立美術館理事長、国立西洋美術館長
加藤 種男 (財)アサヒビール芸術文化財団事務局長
酒井 忠康 世田谷美術館長

<専門委員>

秋元 雄史 金沢 21 世紀美術館長
木下 達文 京都橘大学准教授
佐々木秀彦 東京都美術館施設活用担当係長
端 信行 兵庫県立歴史博物館長
水谷 長志 (独)国立美術館本部事務局情報企画室長

(4) 暮らしの文化ワーキンググループ

<委員>

山内 昌之 東京大学教授
山脇 晴子 (株)日本経済新聞社文化事業局長

<臨時委員>

後藤 和子 埼玉大学教授
鈴木 康友 浜松市長

<専門委員>

矢野 環 同志社大学教授
梶浦 秀樹 (株)庵代表取締役
N. ゴードン 在日オーストラリア大使館参事官
高木 美保 タレント
辻 芳樹 学校法人辻料理学館理事長、辻調理師専門学校校長
原 由美子 ファッションディレクター

(5) 文化財ワーキンググループ

<委員>

佐々木丞平 (独)国立文化財機構理事長、京都国立博物館長

<臨時委員>

小田 豊 長岡京市長
富山 清琴 地歌箏曲家、(社)日本三曲協会理事
西村 幸夫 東京大学大学院教授
増田 勝彦 昭和女子大学大学院教授

<専門委員>

清水 真一 (独)国立文化財機構東京文化財研究所文化遺産国際協力センター長

文化芸術振興基本法（平成13年12月7日 法律第148号）

目次

前文

第一章 総則（第一条—第六条）

第二章 基本方針（第七条）

第三章 文化芸術の振興に関する基本的施策（第八条—第三十五条）

附則

文化芸術を創造し、享受し、文化的な環境の中で生きる喜びを見出すことは、人々の変わらない願いである。また、文化芸術は、人々の創造性をはぐくみ、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壌を提供し、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成するものであり、世界の平和に寄与するものである。更に、文化芸術は、それ自体が固有の意義と価値を有するとともに、それぞれの国やそれぞれの時代における国民共通のよりどころとして重要な意味を持ち、国際化が進展する中において、自己認識の基点となり、文化的な伝統を尊重する心を育てるものである。

我々は、このような文化芸術の役割が今後においても変わることなく、心豊かな活力ある社会の形成にとって極めて重要な意義を持ち続けると確信する。

しかるに、現状をみるに、経済的な豊かさの中にありながら、文化芸術がその役割を果たすことができるような基盤の整備及び環境の形成は十分な状態にあるとはいえない。二十一世紀を迎えた今、これまで培われてきた伝統的な文化芸術を継承し、発展させるとともに、独創性のある新たな文化芸術の創造を促進することは、我々に課された緊要な課題となっている。

このような事態に対処して、我が国の文化芸術の振興を図るためには、文化芸術活動を行う者の自主性を尊重することを旨としつつ、文化芸術を国民の身近なものとし、それを尊重し大切にしよう包括的に施策を推進していくことが不可欠である。

ここに、文化芸術の振興についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、文化芸術の振興に関する施策を総合的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、文化芸術が人間に多くの恵沢をもたらすものであることにかんがみ、文化芸術の振興に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、文化芸術の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術に関する活動（以下「文化芸術活動」という。）を行う者（文化芸術活動を行う団体を含む。以下同じ。）の自主的な活動の促進を旨として、文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第二条 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術活動を行う者の自主性が十分に尊重されなければならない。

2 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術活動を行う者の創造性が十分に尊重されるとともに、その地位の向上が図られ、その能力が十分に発揮されるよう考慮されなければならない。

- 3 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることにかんがみ、国民がその居住する地域にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。
- 4 文化芸術の振興に当たっては、我が国において、文化芸術活動が活発に行われるような環境を醸成することを旨として文化芸術の発展が図られ、ひいては世界の文化芸術の発展に資するものであるよう考慮されなければならない。
- 5 文化芸術の振興に当たっては、多様な文化芸術の保護及び発展が図られなければならない。
- 6 文化芸術の振興に当たっては、地域の人々により主体的に文化芸術活動が行われるよう配慮するとともに、各地域の歴史、風土等を反映した特色ある文化芸術の発展が図られなければならない。
- 7 文化芸術の振興に当たっては、我が国の文化芸術が広く世界へ発信されるよう、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進が図られなければならない。
- 8 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術活動を行う者その他広く国民の意見が反映されるよう十分配慮されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、文化芸術の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、文化芸術の振興に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の関心及び理解)

第五条 国は、現在及び将来の世代にわたって人々が文化芸術を創造し、享受することができるとともに、文化芸術が将来にわたって発展するよう、国民の文化芸術に対する関心及び理解を深めるように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第六条 政府は、文化芸術の振興に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 基本方針

第七条 政府は、文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図るため、文化芸術の振興に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

- 2 基本方針は、文化芸術の振興に関する施策を総合的に推進するための基本的な事項その他必要な事項について定めるものとする。
- 3 文部科学大臣は、文化審議会の意見を聴いて、基本方針の案を作成するものとする。
- 4 文部科学大臣は、基本方針が定められたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

第三章 文化芸術の振興に関する基本的施策

(芸術の振興)

第八条 国は、文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術（次条に規定するメディア芸術を除く。）の振興を図るため、これらの芸術の公演、展示等への支援、芸術祭等の開催その他の必要な施策を講ずるものとする。

(メディア芸術の振興)

第九条 国は、映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術(以下「メディア芸術」という。)の振興を図るため、メディア芸術の製作、上映等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(伝統芸能の継承及び発展)

第十条 国は、雅楽、能楽、文楽、歌舞伎その他の我が国古来の伝統的な芸能(以下「伝統芸能」という。)の継承及び発展を図るため、伝統芸能の公演等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(芸能の振興)

第十一条 国は、講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能(伝統芸能を除く。)の振興を図るため、これらの芸能の公演等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(生活文化、国民娯楽及び出版物等の普及)

第十二条 国は、生活文化(茶道、華道、書道その他の生活に係る文化をいう。)、国民娯楽(囲碁、将棋その他の国民的娯楽をいう。)並びに出版物及びレコード等の普及を図るため、これらに関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化財等の保存及び活用)

第十三条 国は、有形及び無形の文化財並びにその保存技術(以下「文化財等」という。)の保存及び活用を図るため、文化財等に関し、修復、防災対策、公開等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地域における文化芸術の振興)

第十四条 国は、各地域における文化芸術の振興を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示等への支援、地域固有の伝統芸能及び民俗芸能(地域の人々によって行われる民俗的な芸能をいう。)に関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国際交流等の推進)

第十五条 国は、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進を図ることにより、我が国の文化芸術活動の発展を図るとともに、世界の文化芸術活動の発展に資するため、文化芸術活動を行う者の国際的な交流及び文化芸術に係る国際的な催しの開催又はこれへの参加への支援、海外の文化遺産の修復等に関する協力その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、前項の施策を講ずるに当たっては、我が国の文化芸術を総合的に世界に発信するよう努めなければならない。

(芸術家等の養成及び確保)

第十六条 国は、文化芸術に関する創造的活動を行う者、伝統芸能の伝承者、文化財等の保存及び活用に関する専門的知識及び技能を有する者、文化芸術活動の企画等を行う者、文化施設の管理及び運営を行う者その他の文化芸術を担う者(以下「芸術家等」という。)の養成及び確保を図るため、国内外における研修への支援、研修成果の発表の機会の確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化芸術に係る教育研究機関等の整備等)

第十七条 国は、芸術家等の養成及び文化芸術に関する調査研究の充実を図るため、文化芸術に係る大学その他の教育研究機関等の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国語についての理解)

第十八条 国は、国語が文化芸術の基盤をなすことにかんがみ、国語について正しい理解を深めるため、国語教育の充実、国語に関する調査研究及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるもの

とする。

(日本語教育の充実)

第十九条 国は、外国人の我が国の文化芸術に関する理解に資するよう、外国人に対する日本語教育の充実を図るため、日本語教育に従事する者の養成及び研修体制の整備、日本語教育に関する教材の開発その他の必要な施策を講ずるものとする。

(著作権等の保護及び利用)

第二十条 国は、文化芸術の振興の基盤をなす著作者の権利及びこれに隣接する権利について、これらに関する国際的動向を踏まえつつ、これらの保護及び公正な利用を図るため、これらに関し、制度の整備、調査研究、普及啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国民の鑑賞等の機会の充実)

第二十一条 国は、広く国民が自主的に文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会の充実を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示等への支援、これらに関する情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(高齢者、障害者等の文化芸術活動の充実)

第二十二条 国は、高齢者、障害者等が行う文化芸術活動の充実を図るため、これらの者の文化芸術活動が活発に行われるような環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(青少年の文化芸術活動の充実)

第二十三条 国は、青少年が行う文化芸術活動の充実を図るため、青少年を対象とした文化芸術の公演、展示等への支援、青少年による文化芸術活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校教育における文化芸術活動の充実)

第二十四条 国は、学校教育における文化芸術活動の充実を図るため、文化芸術に関する体験学習等文化芸術に関する教育の充実、芸術家等及び文化芸術活動を行う団体（以下「文化芸術団体」という。）による学校における文化芸術活動に対する協力への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(劇場、音楽堂等の充実)

第二十五条 国は、劇場、音楽堂等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、公演等への支援、芸術家等の配置等への支援、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(美術館、博物館、図書館等の充実)

第二十六条 国は、美術館、博物館、図書館等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、展示等への支援、芸術家等の配置等への支援、文化芸術に関する作品等の記録及び保存への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地域における文化芸術活動の場の充実)

第二十七条 国は、国民に身近な文化芸術活動の場の充実を図るため、各地域における文化施設、学校施設、社会教育施設等を容易に利用できるようにするための措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

(公共の建物等の建築に当たっての配慮)

第二十八条 国は、公共の建物等の建築に当たっては、その外観等について、周囲の自然的環境、地域の歴史及び文化等との調和を保つよう努めるものとする。

(情報通信技術の活用の推進)

第二十九条 国は、文化芸術活動における情報通信技術の活用の推進を図るため、文化芸術活動に

関する情報通信ネットワークの構築、美術館等における情報通信技術を活用した展示への支援、情報通信技術を活用した文化芸術に関する作品等の記録及び公開への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体等への情報提供等)

第三十条 国は、地方公共団体及び民間の団体等が行う文化芸術の振興のための取組を促進するため、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(民間の支援活動の活性化等)

第三十一条 国は、個人又は民間の団体が文化芸術活動に対して行う支援活動の活性化を図るとともに、文化芸術活動を行う者の活動を支援するため、文化芸術団体が個人又は民間の団体からの寄附を受けることを容易にする等のための税制上の措置その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(関係機関等の連携等)

第三十二条 国は、第八条から前条までの施策を講ずるに当たっては、芸術家等、文化芸術団体、学校、文化施設、社会教育施設その他の関係機関等との連携が図られるよう配慮しなければならない。

2 国は、芸術家等及び文化芸術団体が、学校、文化施設、社会教育施設、福祉施設、医療機関等と協力して、地域の人々が文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会を提供できるようにするよう努めなければならない。

(顕彰)

第三十三条 国は、文化芸術活動で顕著な成果を収めた者及び文化芸術の振興に寄与した者の顕彰に努めるものとする。

(政策形成への民意の反映等)

第三十四条 国は、文化芸術の振興に関する政策形成に民意を反映し、その過程の公正性及び透明性を確保するため、芸術家等、学識経験者その他広く国民の意見を求め、これを十分考慮した上で政策形成を行う仕組みの活用等を図るものとする。

(地方公共団体の施策)

第三十五条 地方公共団体は、第八条から前条までの国の施策を勘案し、その地域の特性に応じた文化芸術の振興のために必要な施策の推進を図るよう努めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(文部科学省設置法の一部改正)

2 文部科学省設置法（平成十一年法律第九十六号）の一部を次のように改正する。

第二十九条第一項第五号中「著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）」を「文化芸術振興基本法（平成十三年法律第四百四十八号）第七条第三項、著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）」に改める。

文化芸術振興基本法案に対する附帯決議（衆議院文部科学委員会）

政府は、本法の施行に当たっては、次の事項について配慮をすべきである。

- 一 文化芸術の振興に関する施策の策定及び実施に当たっては、必要な財政上の措置等を適切に講ずること。
- 二 本法は文化芸術のすべての分野を対象とするものであり、例示されている分野のみならず、例示されていない分野についても、本法の対象となるものである。文化芸術の振興に関する施策を講ずるに当たっては、その取扱いに差異を設けることがないようにすること。
- 三 我が国において継承されてきた武道、相撲などにおける伝統的な様式表現を伴う身体文化についても、本法の対象となることにかんがみ、適切に施策を講ずること。
- 四 文化芸術の振興に関する施策の実施に当たっては、文化芸術活動を行う者等広く国民の意見を適切に反映させるよう努めること。
- 五 文化芸術の振興に関する施策を講ずるに当たっては、文化芸術活動を行う者の自主性及び創造性を尊重し、その活動内容に不当に干渉することのないようにすること。

文化芸術振興基本法案に対する附帯決議（参議院文教科学委員会）

政府及び関係者は、本法の施行に当たっては、次の事項について特段の配慮をすべきである。

- 一 文化芸術の振興に関する施策の策定及び実施に当たっては、必要な財政上の措置等を適切に講ずること。
- 二 本法は文化芸術のすべての分野を対象とするものであり、例示されている分野のみならず、例示されていない分野についても、本法の対象となるものである。文化芸術の振興に関する施策を講ずるに当たっては、その取扱いに差異を設けることがないようにすること。
- 三 文化芸術の振興に関する施策の実施に当たっては、文化芸術活動を行う者等広く国民の意見を適切に反映させるよう努めること。
- 四 文化芸術の振興に関する施策を講ずるに当たっては、文化芸術活動を行う者の自主性及び創造性を十分に尊重し、その活動内容に不当に干渉することのないようにすること。
- 五 我が国において継承されてきた武道、相撲などにおける伝統的な様式表現を伴う身体文化についても、本法の対象となることにかんがみ、適切に施策を講ずること。
- 六 我が国独自の音楽である古典邦楽が、来年度から学校教育に取り入れられることにかんがみ、古典邦楽教育の充実について配慮すること。
- 七 小中学校における芸術に関する教科の授業時数が削減されている事態にかんがみ、児童期の芸術教育の充実について配慮すること。

右決議する。

